

議事日程第四号

令和七年九月十七日（水曜日）

午前十時開議

第一、一般質問

議事日程第四号の二

令和七年九月十七日（水曜日）

午後三時三十分開議

第二、知事の説明

第三、予算特別委員会への議案付託の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前十時開議

本日の出席議員 四十一名

一	番	佐藤光子
二	番	山形健二
三	番	高橋健
四	番	小棚木政之
五	番	瓜生望
六	番	加賀屋千鶴子
七	番	佐藤正一郎
八	番	宇佐見康人
九	番	児玉政明
十	番	小野一彦
十一	番	薄井司

二	番	福田博之
三	番	川邊隼之介
四	番	武内伸文
五	番	高橋豪
六	番	松田豊臣
七	番	櫻田憂子
八	番	島田薫
九	番	住谷達
十	番	小山谷緑郎
十一	番	加藤麻里
十二	番	三浦茂人

一	番	出藤光子
二	番	佐藤健二
三	番	山形健二
四	番	高橋健
五	番	小棚木政之
六	番	瓜生望
七	番	加賀屋千鶴子
八	番	佐藤正一郎
九	番	宇佐見康人
十	番	児玉政明
十一	番	小野一彦
十二	番	薄井司
十三	番	佐々木雄太
十四	番	佐藤信喜
十五	番	高橋武浩
十六	番	渡部英治
十七	番	竹下博英

二	番	福田博之
三	番	川邊隼之介
四	番	武内伸文
五	番	高橋豪
六	番	松田豊臣
七	番	櫻田憂子
八	番	島田薫
九	番	住谷達
十	番	小山谷緑郎
十一	番	加藤麻里
十二	番	鈴木真実
十三	番	杉本俊比古
十四	番	今川雄策
十五	番	小原正晃
十六	番	北林丈正
十七	番	原幸子

二十三	番	鈴木真実
二十四	番	佐々木雄太
二十五	番	杉本俊比古
二十六	番	佐藤信喜
二十七	番	今川雄策
二十八	番	高橋武浩
二十九	番	小原正晃
三十	番	渡部英治
三十一	番	北林丈正
三十二	番	竹下博英
三十三	番	原嘉範
三十四	番	工藤寛
三十五	番	加藤敏
三十六	番	三浦英一
三十七	番	川口一
三十八	番	鶴田有司
三十九	番	鈴木洋一
四十	番	鶴田有司
四十一	番	鈴木洋一

出席議員 四十名

三十四番	工藤嘉範	三十五番	加藤 鉦一
三十六番	石田 寛	三十七番	三浦 英一
三十八番	柴田正敏	三十九番	川口 一
四十番	鶴田有司	四十一番	鈴木洋一

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事	鈴木健太
副知事	神部秀行
副知事	谷 剛史
総務部長	伊藤政仁
総務部危機管理監(兼)広報報監	萩原尚人
企画振興部長	笠井 潤
あきた未来創造部長	橋本秀樹
観光文化スポーツ部長	岡部研一
健康福祉部長	石井 正人
生活環境部長	信田真弓
農林水産部長	藤村幸司朗
産業労働部長	佐藤功一
建設部長	小野 潔

会計管理者(兼)	出納局長	小 熊 新 也
財政課長	樋口和彦	
教育委員会教育長	安田浩幸	
警察本部長	小林 稔	

●議長(工藤嘉範議員) これより本日の会議を開きます。
 諸般の報告は、お手元の議長報告のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

議 長 報 告 (朗読省略)

一、委員会に付託した請願は、別紙請願文書表(第一号)のとおりである。

【令和七年第二回定例会(九月議会) 請願文書表

(第一号)は巻末に記載】

●議長(工藤嘉範議員) 日程第一、一般質問を行います。

本日は、五番高橋健議員、二十番加藤麻里議員、十一番加賀屋千鶴子議員の一般質問を許可することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(工藤嘉範議員) 御異議ないものと認めます。まず、五番高橋健議員の発言を許します。

【五番(高橋健議員) 登壇】(拍手)

●五番(高橋健議員) 自由民主党会派の高橋健でございます。よろしく
 お願いいたします。

本県は八月十九日から二十一日にかけて仙北市や北秋田市・大館市を中心に記録的な大雨となり、大規模災害としては二〇二二年から四年連

続の大雨災害であります。

河川の氾濫による冠水や土砂流入による道路の寸断、集落の孤立など、被災された多くの皆様に心からお見舞いを申し上げます。

災害時における県と市町村との協力的体制の整備を進めることはもちろん、国の方針を踏まえ、過去の災害から得られた教訓を活かし、具体的に実効性のある対策を講じるため、県議会でも、これまでも多くの議員と担当部局での闊達な議論がなされてきたわけでありましたが、災害が頻発し、被災からの復旧を待たずに次の災害が発生する状況が続いており、現場での復旧・復興対応が追いつかないのが現状です。県民の意見を直接伺うことの多い我々議員と同じく、県職員の皆様もじくじたる思いをしているものと推察する中、今回の一般質問は防災を中心に質問させていただきましたので、よろしく願います。

また、このたび質問の機会を作っていただいた先輩、同僚議員の皆様感謝を申し上げますとともに、本日御多用の中、地元湯沢雄勝からお出ましいいただいた後援会の皆様、そして常日頃から地元での私の政治活動に全幅の信頼をもって支援いただいたいる支援者の皆様に心から感謝をしながら、質問をさせていただきます。

はじめに、政府が掲げる「防災立国」における本県の現状と今後の方向性について、六項目に分けて伺います。

まず、災害関連死と避難所整備の考え方について伺います。

近年、地球温暖化などの影響による異常気象によって、夏季の気温は年々上昇し、猛暑日が増加しております。特に災害時には、避難生活を余儀なくされた方々が長期間にわたり避難所で過ごすことがあり、その環境が身体的・精神的な負担となることが指摘されております。こうした状況の中で、避難所における良好な生活環境を確保するための取組は、自治体に課された重要な課題であると考えます。

災害関連死の観点から申し上げます。災害関連死とは、避難生活中のストレスや持病の悪化などが原因で亡くなるケースを指し、例えば、二

〇一一年の東日本大震災では、災害関連死が四千人弱にも上ったという報告があります。このような悲劇を防ぐためには、避難所での生活環境を改善し、特に熱中症や心疾患のリスクを軽減することが不可欠であります。猛暑の中でエアコンのない避難所に長時間滞在することは、特に高齢者や乳幼児、持病を抱える方々にとっては命に関わる問題となります。被災者の健康状態が悪化し、避難所内での感染症の拡大や、医療負担の増加につながる懸念もあります。

一方、エアコンを整備することで、快適な温度環境を提供し、被災者が少しでも安心して過ごせる空間を確保することが可能になります。エアコンを整備することは、こうしたリスクを大幅に軽減し、災害関連死を防ぐための有効な手段であると考えます。

さらに、国が示している「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」に基づけば、自治体は避難所の整備に当たり、健康を守る観点からの具体的な施策を講じることが求められており、エアコンの整備はその一環として位置付けられるべきであると考えます。

以上を踏まえ、指定緊急避難場所や福祉避難所などを除く「指定避難所」に限定して、知事にお尋ねします。以前の私の一般質問でもこのことに触れておりますが、災害関連死を防ぐための具体的な施策として、エアコン整備を優先的に進めるべきと考えております。避難所におけるエアコン整備の計画について、今後どのような方針で整備を進めていく予定なのか、県の見解をお示しくください。

次に、「防災道の駅」の整備について伺います。

防災道の駅とは、災害発生時に広域的な防災拠点としての役割を果たす道の駅であります。

道の駅は、二〇〇四年の新潟県中越地震や二〇一一年の東日本大震災、二〇一六年の熊本地震など、過去の災害時にも避難所や支援活動の拠点として活用されてきました。国土交通省は、このような道の駅の防災機能に着目し、二〇二二年六月に全国で初めて三十九か所を「防災道の

駅」として選定しました。二〇二五年五月には新たに四十か所が追加選定され、現在合計七十九か所となっております。

防災道の駅の役割は主に、広域的な防災拠点機能として自衛隊や警察などの救援活動の拠点となること、緊急物資の基地機能、一時的な避難場所などです。

また、防災道の駅には個々の特色があり、屋根上のソーラーシステムや無停電化設備の配備、防災トイレ機能のマンホール設備、被災地へ派遣が可能なコンテナ型施設などもあるようです。

防災道の駅は、都道府県の地域防災計画などで広域的な防災拠点として位置付けられており、国土交通省から防災機能強化のための重点的な支援を受けています。能登半島地震では、防災道の駅「のと里山空港」が支援物資の集配拠点や道路啓開活動の拠点として大きな役割を果たしました。その土地や地形、ニーズに合った様々な「防災道の駅」の形があると考えます。

それを踏まえて、我が湯沢市に位置する「道の駅おがち」は、国道一三号を通じて山形県と、国道一〇八号を經由して由利本荘市及び宮城県大崎市と結ばれる交通の要衝にあります。この立地条件は、通常時は観光や地域振興、物流の拠点として活用されるだけでなく、災害時においても多方面にわたる利便性を発揮できる可能性を秘めております。特に敷地内にある「小町の郷公園」は広大なスペースを有しており、物流拠点や支援物資の集積地、自衛隊の野営地としての活用が期待されます。

近年、災害が頻発する中で、防災拠点の整備が求められており、「道の駅おがち」はその立地と設備を活かし、地域の防災力を強化する重要な役割を担うことが可能です。例えば、コンテナやトレーラーハウスを活用した民間事業とのタイアップを進めることで、平時には宿泊施設や観光資源として運用し、災害時には避難所や臨時の医療施設として転用することができそうです。また、道の駅の既存の構造を利用して物資の保管・配布拠点を構築することにより、広域的な支援活動を円滑に進める

ことができます。

さらに、「小町の郷公園」を活用した自衛隊との連携による野営地の整備は、防災訓練や有事対応のための実践的な拠点としての価値を高めると考えます。地域住民や観光客、行政機関が一体となり、災害時に迅速かつ効率的に対応できる仕組みを構築することで、地域の安全性と安心感を向上させることができます。「道の駅おがち」はその立地と施設を活かして、平時の経済的な活用と災害時の防災拠点としての役割を両立させることで、地域社会にとつて未知の可能性を切り拓く重要な存在になると考えております。

本県では大規模災害時に、県外からの応援部隊や物資等を集結・集積し、被災地に展開・搬送するための広域防災拠点を二十か所指定しており、地域防災計画で「道の駅おがち」も指定されています。そして、今後、新広域道路交通計画に「道の駅おがち」が位置付けられると、「防災道の駅」として要件を満たします。

国では二〇二六年度に防災庁創設予定に伴い、地方拠点の候補として東北地方や日本海側を検討している中、本県はもちろん北東北の陸路の玄関口の一つとして、「道の駅おがち」を防災道の駅として活用を検討すべきと考えますが、知事の御所見を伺います。

次に、地方道路の維持と高速道路の整備について伺います。災害時における地方道路と高速道路は、救援活動の「生命線」として機能します。地方道路は、地域住民が避難所に移動する際の主要なルートであり、救助隊が現場に到達するためのアクセス道路としても重要です。一方、高速道路は広域的な救援物資の輸送や、専門的な救助隊・重機を迅速に移動させるために不可欠なインフラです。

東日本大震災では、高速道路が寸断されたことで救援物資の輸送が遅れ、被災地の生活環境が悪化した例がありました。救助作業や救援物資の輸送、避難経路の確保が課題として浮き彫りになりました。

こうした教訓を踏まえ、地方道路と高速道路を連携させたネットワー

クの整備と、それぞれの維持管理や耐震化が強く求められます。建設から六十年以上たつ老朽化で危険な橋梁は、地元住人は架け替えを前提とした更新を願っております。

災害時における生命線としてだけでなく、地方道路を含めた高速道路ネットワークは、産業集積の促進、物流の効率化、観光周遊エリアの拡大、ひいては地域経済の活性化にも大きく寄与するものです。このように、社会全体に恩恵をもたらす基盤として、道路整備は必要不可欠です。災害時において、重要なインフラである地方道路と高速道路を連携させ、迅速かつ効率的に対応できる体制を整備・維持することが不可欠であると考えますが、知事の御所見を伺います。

次に、市町村と連携した避難所機能の強化について伺います。

昨年度から今年度にかけて、県では大型トイレカーや簡易ベッド、簡易シャワーを導入するほか、市町村では、適切な温度で食事提供ができるキッチン資機材を県北・県央・県南の三地区に整備予定でありますし、着実に避難所等における生活環境の整備が進んでいるものと理解しております。現に、このたびの大雨災害において被害が大きかった仙北市上松木内地区では、トイレカーが大変重宝されたとのことでした。しかし、広範囲に広がる被災地では、台数が少なく利便性に欠けるとの意見もあり、今後の課題も残ったようです。トイレカーやトレーラーハウスは、避難所の環境改善に寄与するとともに、被災者の衛生環境を維持し、感染症の拡大を防ぐ上で重要です。地方自治体は、これらの備蓄品等を効率的に活用できる体制を整備し、必要に応じて他自治体からの支援を受け入れる仕組みを確立すべきと考えますが、県内二十五市町村のうち十四市町村が避難所のトイレの数が政府の指針基準を満たしていない状況であると地元紙で拝見しました。

そこで知事に伺います。この状況を県はどのように受け止められておられるのか、県がリーダーシップを取り、市町村との連携の中で整備を進めるべきと考えますが、県の方向性を伺います。

次に、豪雨災害における治水対策としての浚渫について伺います。

近年、豪雨災害や線状降水帯による大雨被害が頻発する中で必ずといっていいほど議論に上がるのが、いわゆる「洲ざらい」であります。河川の堆積土砂や葦などの植物生息によって下床が上昇し、もともとの治水機能が低下することにより、河川氾濫の原因の一つとされる問題であります。

河川の維持管理は断続的ではなく、継続的に行うことが重要です。県全体で河川維持の予算増加も厳しい状況にある中で、本来の河川のあるべき姿である「治水・利水・環境」の三大機能が身を潜めているように感じてなりません。県の河川治水における浚渫に対する考え方について、建設部長に伺います。

国ではこのような課題に取り組む地方自治体に対して、特例的に地方債を充当できる法改正の動きがあったと記憶しております。全体の事業規模は、令和二年度から五年間、総額四千九百億円であり、県としてどのように対応または活用されたのか、具体的な効果と今後の展開について、建設部長に伺います。

河川治水の浚渫を考える上で、取り除いた土砂や葦の処理に相当頭を悩ませられるといったお話も聞こえてきます。土砂・砂利については、現在、平成十四年から運用されているコンクリート構造物「特記仕様書」を柔軟な発想のもとで数値や規定の見直し、または改正できれば、河川内での治水における厄介者の砂利がコンクリート構造物の大切な資源として生まれ変わることも考えられます。これは民間の方から聞いたお話ですが、現在県では県管理の河川からほかの利用目的で砂利を採取することは原則できないようであります。したがって、以前はいわゆる川砂利を使ったコンクリート構造物が主流であった時代とは違い、仕様書の基準を満たす採石を他の地域から購入し、使用している生コンクリートプラントもあるそうです。是非とも、この治水を考えるタイミングで、コンクリート構造物への利用に限らず時代に合った今後の運用に

ついで、建設部長に伺います。

また、全国的に国土交通省や農林水産省と省をまたぐ事業で、河川法に基づいた許可を得て、河川敷地を放牧地、または採草地として活用する取組があり、一部地域では、数十年前から取組がなされております。こうした取組も参考にしながら、土砂や葦の処理についても有効な手段がないか、建設部長の考えを伺います。

次に、新規ダム事業の可能性について伺います。

かつて、湯沢市秋の宮地区において川井ダム建設計画がありました。

この計画は一九七〇年代に当時の建設省によって提案された計画で、雄物川水系の治水と利水を目的としたものであります。

過去に大きな災害をもたらした洪水が幾度もあつた地域で、昭和二十二年七月十九日から二十四日にかけて、県南地方を大雨が襲い大水害があり、県南地区、主に県境の秋ノ宮、院内などの山から流れ下つた大水は一気に雄物川へと流れ込み、下流の旧湯沢町などに大きな被害をもたらしました。

川井ダム建設計画は、旧湯沢町の洪水対策や水資源確保のための重要なプロジェクトと位置付けられ、当時の小畑勇二郎知事は、地域の発展を重視する立場を取りながらも、住民の声を尊重する姿勢でダム建設計画を発表した経緯がありました。

しかし、ダム建設計画が発表された際、地域住民の間では賛否が分かれば、治水効果や経済効果への期待がある一方で、自然環境の破壊や住民の生活への影響を懸念する声も強く、反対運動が活発化しました。特に、秋の宮地区は温泉地として知られており、観光資源の損失を危惧する声が大きかったようです。小畑知事は住民の意見を反映させるよう努めました。当時の建設省側は計画の必要性を強調しました。一方、住民の反対運動や環境保護の観点から、計画の進行は次第に困難を極め、最終的には経済状況の変化や環境保護の意識の高まりを背景に、川井ダム建設計画は棚上げとなり、実現には至りませんでした。

ここに来て、幻の計画で止まっている川井ダムの再建を期待する御意見を地元住民の方からいただくことが増えてきました。近年の気候変動・異常気象により大雨災害が頻発化・激甚化する中で、令和七年の今年は一変、湯沢雄勝地域では高温と少雨による干ばつ被害が起きております。現場を見てほしいと地元農家さんに伺うと、同じ平野部において、幹線道路を挟む東側と西側とでは「干ばつ被害」は大きな差がありました。これはまさに灌漑事業の地域差であります。地域の水利組合のある組合員の方は、「地元で農家を長年やってきているが、この地域でこれだけの水不足は聞いたことがない。雄物川の上流に位置する役内川において考えられない。」と驚きの一言だそうです。

湯沢雄勝地域は、今年の干ばつ被害の対応策として、市町村と県の農林部の御協力と御理解のおかげで何とか切り抜けられたとお話を聞いておりますが、安心・安全の生活、農業や経済活動への影響を鑑みれば、平成八年まで検討が続いた川井ダム建設の待望論があっても不思議ではないと湯沢雄勝の住人の一人として感じるものであります。

時代背景や気候変動、住民意識や集落分布の変化なども含め、多くのハードルがあるものと思います。ダム建設には国の計画や地元住民との合意形成も必要不可欠であり、長い時間と労力と熱意が必要で簡単な事業ではないとは承知しております。いま一度、新規ダム事業の可能性について、知事の考えをお聞かせください。

次に、三菱商事の秋田沖洋上風力発電事業からの撤退について伺います。

このほど、三菱商事が本県と千葉県との三海域で進めてきた洋上風力発電所建設から撤退するとの報道があり、議会にも説明がありました。当初、メディアに対し、鈴木知事は次のようなコメントをお話になりました。「極めて残念かつ遺憾である。よもや撤退ということはないだろうと思っていた。大変な衝撃をもって受け止めております。」、「この経済波及効果を県内にもたらそうと挑戦を促してきた立場であり、その影

響というのは極めて大きく深刻に受け止めております。失うものが大きく、そこを埋めていただけるような、今までとは違う取組を議論させていただければと思います。」といった御発言をされております。その後は、三菱商事側と面談もあり、今後は違う形で「地域共生策について継続していく」とのお話でありました。

この一連の報道等を拝見すると、三菱商事からの撤退の意向の相談や事前の情報共有はなかったのか、と疑問に思っています。国と県、そして近隣の市や町の自治体を巻き込む壮大な事業を進める中で、何らかの情報提供や情報共有があつてしかるべきと考えます。知事に伺います。今回の事業撤退までに至る経緯を御説明ください。

また、このような不測の事態に対し、地域経済への影響を最小限に抑えるためにも、地元自治体や経済界と密接に連携し、事前に情報を共有する仕組みを早急に構築する必要があると思います。また、撤退による影響を最小化する計画を定めるほか、長期的な視点で地域の持続可能な発展を目指すことが重要であるとの観点から、代替事業の誘致や大胆な方向転換も含め、県として明確なビジョンを持って強く国に求めていくことが必要と考えます。知事に伺います。再公募に向けた国と県との今後のスケジュールと国に対して県は何を求めているのか、お示しください。

次に、知事の県政運営について伺います。

鈴木知事誕生から約半年が過ぎようとしています。鈴木知事、改めて御当選おめでとうございます。知事就任から数か月で様々な事案で県内はもろろん、国内外を走り回られてきたと思います。その激務は私の想像をはるかに超えるものとお見受けしております。

知事が選挙前に掲げられた公約において、県を抱える多岐にわたる行政課題について具体的な展望を示されていたことを記憶しております。知事が肝いりで取り組まれている事業の一つとして、マーケティングの手法を生かした効果的な事業の立案等が挙げられます。このような革新的なアプローチは、地域活性化や県民の生活向上に向けた重要な施策と

して期待されるものであり、私もその意義を拝察しております。ほかに、「人口減少や少子高齢化への対応策、子育て世帯のＡターンの移住の促進」、「結婚・子育て支援など人口減少対策にマーケティング手法を導入」、「近年三千人程度の社会減を一千人台に減らす」、「企業誘致をＡターン促進につながる職種にシフト」、「カーボン・クレジットを最大限に活用し、農山村に富を生み出す」、「風力発電の余剰電力を活用して地元の生活コストの低減を目指す」、「看護、介護、保育の現場で働く人の所得向上」、「小・中学校の給食費無償化」、「地元食材の地産地消による食育推進」、「詰め込み型・画一的・過保護教育からの脱却」、「高校入試制度の見直し」など、今後の秋田を取り巻く多くの重要なテーマが選挙公約として挙げられておりました。

知事が着任されてから半年が経過し、その間に県内外の状況や課題についてさらに理解を深められたことと思います。着任前に描かれていたビジョンと、現場での実際の業務を通じて得られた知見には、必ず何らかの変化や新たな気づきがあったのではないかと推察いたします。そこで、次期総合計画の策定を見据え、以下の点について、知事にお伺いしたいと思います。

はじめに、次期総合計画策定に当たり、まず、就任前に掲げられていた御自身の公約の方向性について、現在の知事としてどのように評価されているかお聞かせください。特に、人口減少や少子高齢化、医療圏の再編、公共交通の整備といった具体的な課題について、約半年間の実務を通じて、議員時代の目線から知事としての知見にどのような変化があったのか、また、それを次期総合計画にどう反映させていくお考えかお伺いします。

次に、教育行政についてもお尋ねします。県は義務教育課程において、全国的にも学力の高さで注目される一方、少子化の影響で学校統廃合や教育環境の変化が避けられない状況にあります。選挙戦での「子どもたちの母校がなくなるのをみていられない。」と訴えていた鈴木知事の姿

が印象的でした。小・中学校の統廃合を含めた管理・運営等は設置者である市町村の所管ではあるものの、県として、これからの教育行政の未来をどのように捉え、どのようなビジョンを描いていращやるのか、また、着任前と後でそのビジョンに変化があったのかについてお聞かせください。

最後に、知事就任後の心境の変化について伺います。着任前は議員としての立場から様々な政策を提案されていた一方、現在は行政のトップとして実行責任を負う立場にあります。この立場の違いによって、政策の捉え方や優先順位にどのような変化があったのか、また、知事としての職責を通じてどのような新たな覚悟や目標が生まれたのかをお聞かせください。

知事の政策に対する現在の考え方や、約半年間の実務を通じて得られた新たな視点について伺うことで、今後の県政運営に対する理解を深めたいと思っております。どうぞ率直なお答えをいただけますようお願い申し上げます。

以上で私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございます。

(拍手)

議長（工藤嘉範議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（鈴木健太君）登壇】

●知事（鈴木健太君） おはようございます。高橋健議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、政府が掲げる「防災立国」における本県の現状と今後の方向性のうち、災害関連死と避難所整備の考え方であります。

地球温暖化等の影響により、夏季の気温が年々上昇する中、避難者の熱中症対策において、冷房設備の重要性が高まっておりますが、本県の指定避難所への設置は、五割程度にとどまっており、十分とは言えない状況にあります。

避難所の環境整備は、一義的には市町村が行うものであることから、

県では、市町村に対し、冷房設備の設置を働きかけているほか、夏季の発災時には、冷房設備が備えられた避難所を開設するなど、避難者の健康に配慮した対応を求めているところであります。

また、市町村においては、ほとんどの小・中学校の体育館に冷房設備が設置されていないため、気温が著しく高い場合などは、冷房設備のある教室や会議室を使用して、避難者の体調管理に努めているものと伺っております。

県としましては、市町村に対し、引き続き、国の取組指針の趣旨を丁寧に説明し、理解を深めていただくとともに、冷房設備の導入に向けた国の補助制度等の情報を周知し、その活用を働きかけることにより、良好な避難所環境の整備を促進してまいります。

次に、「防災道の駅」の整備であります。

「道の駅おがち」は、敷地全体の面積が広く、物産館やレストランが併設されており、県も支援している炊き出し用キッチン資機材の整備も進められていることから、大規模災害時における広域防災拠点としての機能が期待されるほか、平常時においても、地域活性化や観光拠点としての重要な役割を担っております。

現在、湯沢市の計画により、施設のリニューアルや駐車場の再整備が行われていることに加え、年内に開通見込みの東北中央自動車道「横堀道路」と直結することで、施設へのアクセス環境が向上するなど、機能強化を図る取組が進められております。

県としましては、こうした防災上の特色を十分活かしながら、高付加価値テナの導入に関する先進事例や各省庁の支援メニュー等について、関係者へ情報提供を行うとともに、「防災道の駅」の選定には、新広域道路交通計画への位置付けなどの要件があることから、引き続き、所掌する国土交通省と協議してまいります。

次に、地方道路の維持と高速道路の整備であります。

広大な県土を有する本県において、地域の活力を維持していくために

は、物流や観光等の社会経済活動を支え、災害時における救援・救急活動の基盤となる高速道路の整備が重要であります。

こうした中、県内の高速道路の整備は着実に進んでおり、「横堀道路」等においては、年度内の開通見通しが示されるなど、全線開通へ大きく前進しており、残る事業区間の早期完成に向け、様々な機会を捉えながら、国に対し強く要望しているところであります。

また、県が管理する地方道路については、適切な維持管理を行うとともに、災害時における高速道路と連携した道路ネットワークを確保するため、引き続き、施設の更新等も含めた長寿命化対策や、緊急輸送道路の耐震化を推進してまいります。

さらに、能登半島地震を踏まえた今年四月の法改正により、国や県、関係機関からなる道路啓開協議会が設立されたところであり、今後、管理区分を超えた啓開作業や実践的な訓練を行うなど、官民一体となった体制の強化に取り組んでまいります。

次に、市町村と連携した避難所機能の強化であります。県の備蓄計画では、被災者の生命維持に最低限必要な物資について、県と市町村が共同で整備しており、広域的な活用が求められる資材や、市町村が単独で整備することが難しい高額な資材等については、県が整備しているところであります。

こうした備蓄体制を基本としながら、発災時には、平成二十三年度に締結した「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、被災市町村のニーズに応じて、県と市町村が相互に連携し、必要な物資等を提供することによりしております。

また、県では、県内各地での災害に対応できる自走式のトイレカーを導入したほか、国においては、全国の自治体等がトイレカーなどの災害対応車両を提供する「災害対応車両登録制度」を今年度から運用しており、避難所環境の改善につながるものと期待しております。

県としましては、こうした全国的なネットワークを有効に活用すると

ともに、市町村と緊密に連携し、県と市町村が整備すべき物資等の品目や数量について調整を図りながら、避難所における生活環境の更なる向上に取り組んでまいります。

次に、新規ダム事業の可能性であります。

昭和二十二年の洪水を契機として、役内川上流部で検討された「川井ダム建設計画」は、雄物川流域の治水対策や灌漑等を目的としたものでありましたが、地元住民の理解を得られず、最終的に事業化には至りませんでした。

役内川では、昭和四十九年からの県の河川改修事業により、川幅を広げているほか、雄物川においても、洪水時に流れを阻害していた固定堰について、順次、国の事業により改築や統合が行われており、来年度には、可動堰への更新が全て完了する予定となっております。

これらの整備を進めてきたことにより、当該流域において、かつて繰り返された浸水被害は軽減され、氾濫のリスクも低減していることから、現時点でダム建設を検討する必要性は低いものと考えております。

なお、渇水により農業用水の不足が懸念される場合には、節水等の水管理や地下水ポンプの設置、栽培技術の指導など各地域の状況を踏まえて、よりきめ細かな対応を行ってまいります。

次に、三菱商事の秋田沖洋上風力発電事業からの撤退であります。

本県沖二海域における事業性の再評価については、県として、これまで発電事業者に対し、面会を申し入れてまいりましたが、再評価中であるとして、残念ながら実現には至らなかったところであります。

その後、先月二十七日の撤退発表の直前に説明は受けたものの、それまでは撤退に関する情報提供は一切なく、二十九日の中西社長による説明があった次第であり、極めて遺憾であるとともに、大変な衝撃をもって受け止めたところであります。

この事態を受け、今月四日に開催された両海域における法定協議会では、発電事業者を再公募することについて、関係者の合意が得られたと

ころであり、今後は、国において撤退の要因を検証し、事業環境を整えた上で、再公募が実施される運びになっております。

県としましては、洋上風力発電事業への参入を目指してきた県内企業を対象に、撤退に伴う影響を把握するための調査を行っているところであり、その結果に基づき、必要な支援策について、国や発電事業者と協議してまいります。

また、このたびの撤退の影響を最小限に抑えるため、国に対しては、可能な限り速やかな再公募の実施を強く働きかけるとともに、他の県内二海域も含め、事業完遂に向けた国の事業制度の見直しを強く求めてまいります。

次に、私の県政運営のうち、公約の実現に向けた次期総合計画の策定であります。

選挙の際に掲げた公約は、多くの県民の切実な願いを実現するために取りまとめたものであり、知事となり、今、振り返ってみても、着実に推進していくべき重要な政策であると考えております。

知事就任以降、現状や各種制度等について改めて確認するとともに、県内各地の現場に足を運び、多くの県民と意見を交わす中で、これまでに気付かなかった本県の魅力や伸び代の大きさを再認識したところであります。

それと同時に、県民の熱い思いや期待に触れるにつれ、県民から負託を受けた者として、山積する困難な課題に果敢に立ち向かい、職務をやり遂げるといふ決意も新たにしております。

特に、四年間で人口社会減を一千人台にまで縮減するという目標の達成に向かつては、一刻の猶予も許されないものと考えており、まずは、立案する施策の精度を高めるため、マーケティング手法を活用しながら取組を進めているところでございます。

次期総合計画への反映については、公約に掲げた政策を、各施策の方向性に適切に盛り込みながら骨子案を取りまとめており、今後、計画の

成案に向け、県民の多様な意見を集約するとともに、議会での議論や総合政策審議会の提言等を踏まえながら、県民が「秋田は変わった」と実感できる実効性の高い計画の策定を進めてまいります。

次に、教育行政の未来であります。

少子化が進む本県は、小・中学校の統廃合による教育環境の変化が避けられない状況にあり、学校がなくなること、地域から子どもたちの元気な声が消え、活力が失われていく現状は、憂慮すべきものと認識しております。

一方で、統合により一定の学校規模を維持することで、クラブ活動や学校行事などが活性化され、学習環境や体験機会の確保につながるだけでなく、子どもたちの関係性が広がるなどプラスの側面もあるものと考えております。

私は知事就任前から、子どもたち一人一人の個性と多様性を尊重し、自ら学ぶ意欲とたくましく生きる力を育むというビジョンを掲げており、着任後も、その姿勢は変わらないところであります。

今後、人口減少の抑制につながる施策を進め、地域の維持・活性化を図るとともに、未来を担う子どもたちが、豊かな自然の中で健やかに成長できるように、子どもを中心とした教育行政を、教育委員会と共に強力に推進してまいります。

次に、知事就任後の心境の変化であります。

私は、知事に就任して以来、県内各地に足を運び、多くの県民と広く意見交換を重ねてまいりました。

こうした対話を通じて、改めて議員時代に提案してきた政策や選挙戦で訴えてきた方向性に間違いはないと実感しており、これらを着実に実行していかなければならないとの思いを強くしております。

また、就任直後から、県民の安全・安心に関わる事故や災害も相次いで発生しており、日々、県政の全般にわたって常に確かな判断を求められる知事の職責の重みも感じているところであります。

秋田に対する県民の熱い思いをしつかりと受け止め、その期待に応えていくためには、何事にも挑戦する姿勢と柔軟かつ大胆な発想を持って臨まなければならないと考えており、これからも率先して地域に出向き、県民の声に耳を傾けながら、県民本位の県政を進めてまいります。私からは以上です。

【建設部長（小野潔君）登壇】

●建設部長（小野潔君） 私からは、政府が掲げる「防災立国」における本県の現状と今後の方向性のうち、豪雨災害における治水対策としての浚渫についてお答えいたします。

河川の浚渫は、短期間で流下能力を向上させる有効な手段であり、気候変動の影響により水災害リスクが増大する中、治水対策を推進していく上で河川改修とともに重要であるものと考えております。

このため県では、利水や環境への影響も勘案しながら、これまでに緊急浚渫推進事業債を約四十億円活用し、毎年、多くの河川で浚渫を行ってまいりました。

令和五年に氾濫が発生した馬場目川では、重点的な浚渫の実施により、今年の大雨による氾濫を防ぐことができており、さらに五年間延長された有利な地方債を活用し、引き続き、県全域において河川の浚渫を推進してまいります。

なお、浚渫土については、他事業の盛土などへ流用を行っているほか、公募による河川砂利を採取する制度を利用した民間事業者が、コンクリートの材料とした事例もあり、今後も、様々な用途に活用していくこととしております。

また、葦の繁茂を抑制し、処理にかかる手間や費用の軽減につながる効果的な事例が少ないことから、国や他の自治体などが行う取組を情報収集し、有効な対策を研究してまいります。

私からは以上であります。

●五番（高橋健議員） 御答弁ありがとうございます。

大きく防災の観点から一つだけ再質問させていただきます。答弁でもありましたが、防災と減災に必要な長寿命化や耐震化、道路・河川の維持、季節によっては除雪もつながってくると思いますが、現在、このように人件費も高騰、燃料費も高騰、資材も高騰している中で、例年どおりの予算組み、枠組みでは、実質的に目減りしているといえますか、現場を見てみると実務的にできることは限りなく少なくなってきています。そうした意味で、もう少しきつちりと、現状を把握した予算配分を積み重ねていただきたいと思うのですが、その辺に關してのお考えをお示しください。

【知事（鈴木健太君）】

●知事（鈴木健太君） 議員御指摘のとおり、様々な費用が高騰している中で、これまで同様の予算額ではできることがだんだん少なくなっていくことは、重く認識をしております。国も、そのあたりはもちろん把握をしておりますし、国土交通省で、昨年、骨太の計画の中では、国土強靱化に対する予算配分も非常に上積みをしていますので、様々な財源などを考えながら、しつかりと県民生活に支障のない国土強靱化、県土の強靱化について取り組んでいきたいと思っております。

●議長（工藤嘉範議員） 五番高橋健議員の質問は終わりました。暫時休憩します。再開は十一時五分といたします。

午前十時四十八分休憩

午前十一時五分再開

出席議員 四十一名

一 番	佐藤 光子	二 番	福田 博之
三 番	山形 健二	四 番	川邊 隼之介
五 番	高橋 健	六 番	武内 伸文
七 番	小棚木 政之	八 番	高橋 豪
九 番	瓜生 望	十 番	松田 豊臣

十一番	加賀屋	千鶴子	十二番	櫻田	憂子
十三番	佐藤	正一郎	十四番	島田	薫
十五番	宇佐見	康人	十六番	住谷	達
十七番	児玉	政明	十八番	小山	緑郎
十九番	小野	一彦	二十番	加藤	麻里
二十一番	薄井	司	二十二番	三浦	茂人
二十三番	鈴木	真実	二十四番	佐々木	雄太
二十五番	杉本	俊比古	二十六番	佐藤	信喜
二十七番	今川	雄策	二十八番	高橋	武浩
二十九番	小原	正晃	三十番	渡部	英治
三十一番	北林	丈正	三十二番	竹下	博英
三十三番	原	幸子	三十四番	工藤	嘉範
三十五番	加藤	欽一	三十六番	石田	寛
三十七番	三浦	英一	三十八番	柴田	正敏
三十九番	川口	一	四十番	鶴田	有司
四十一番	鈴木	洋一			

地方自治法第二百一十一条による出席者

休憩前に同じ

●議長（工藤嘉範議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第一、一般質問を継続いたします。二十番加藤麻里議員の発言を許します。

【二十番（加藤麻里議員）登壇】（拍手）

●二十番（加藤麻里議員） 社会民主党会派の加藤麻里です。

まずもって、このたびの大雨災害で被害を受けた皆様にお見舞いを申し上げます。

県内各地において多額の農林水産被害が確認されており、被災者に寄り添った早急な対応をお願い申し上げ、一般質問に入らせていただきます。

まずはじめに、渇水被害対策について伺います。

ここ数年、降雪が少ないだけでなく高温少雨により、ダムやため池、河川の水源があっても十分な水量を確保できない状況にあります。

今年度からのあきたこまちRへの全面切替えによる二%の減収については、当初から想定されているところですが、これに加え、この天候でさらに収量も品質も下がるのではないかと懸念され、どんなにコメが高騰しようとも、不安でいっぱいな農家も少なくありません。

日本の主力品種であるジャポニカ米は、摂氏二十五度程度が登熟適温であり、登熟期の日平均気温が二十七度を超えると乳白米や白未熟粒が増加し、三十五度を超えると高温不稔を招くと言われております。

また、出穂期から登熟期にかけては、昼夜の寒暖差と十分な水が必要不可欠ですが、近年は夜間も気温が下がらず、熱帯夜が続くことで稲にストレスが蓄積しています。

そこに水不足が加われば、品質・収量ともに大きな打撃を受けます。

コメは日本の主食であると同時に、文化でもあります。

しかし、今や猛暑と渇水がその基盤を揺るがしており、雨頼みの栽培管理的な対応による稲作は限界を迎えていると言えます。

県や国では早速農作物等への渇水被害応急対策として様々な事業に取り組まれるようですが、こうした状況は今年一年限りのものではなく、今後常態化するのではないかと心配しております。

地下水の揚水ポンプの設置等も含め具体的な水資源の再設計に関する方針と、県として気候変動を前提とした今後のコメづくりをどう進めていくかについて、知事の御見解を伺います。

次に、田んぼダムについて伺います。

今年度は水不足が続いて集中豪雨に見舞われました。二〇二〇年十二月

議会の一般質問で田んぼダムについて質問させていただきましたが、豪雨災害に対応すべく、「流域治水」への転換が加速する中、水田を活用した「田んぼダム」が注目されています。

こうした中、二〇二一年四月から節水・省力化を主目的とするほ場水管理システムを防災面に活用する「スマート田んぼダム」の実証実験が全国各地で開始されました。

県内でも大仙市及び美郷町の丸子川流域の畑屋中央地区にある安城寺ファームがその一つに選ばれ、七月末の農林水産委員会の現地視察に私も同行させていただきました。

一ヘクタール当たり六基の自動給排水栓が設置されましたが、その装置は工事費含め一基当たり三十万円で、耐用年数は十年だそうです。冬場は太陽光パネルが設置されている上部を外し、保管しなければならぬとのことでした。

二〇二四年度農業農村工学会大会での研究者による検証結果では、田んぼダムへのICT技術の導入によるスマート化は、コストなどの関係で推進すべきではないことが示唆されており、本県においてもスマート田んぼダムが今後普及していくのか疑問に感じております。

とはいえ、田んぼダム及びスマート田んぼダムの経済評価額は流域特性によって大きく異なるため、多様な流域で更なる検証を行う必要があるとも報告されております。

そこで、秋田県におけるスマート田んぼダムの費用対効果と今後の取組の方向性について、農林水産部長に伺います。

また、熊本県では二〇二〇年七月の豪雨を受け「緑の流域治水」の一環として翌年度から「田んぼダム実証実験」を始めました。

その結果、二〇二二年度までに取組んだ二百九十六ヘクタールの面積が二〇二四年度には六百七十九ヘクタールに拡大しています。

国においても二〇二二年度から農地耕作条件改善事業のメニューの一つに「田んぼダム」の取組に係る畦畔や排水口の整備支援を新設し、取

組を後押ししております。

そこで、秋田県内の田んぼダムはどの程度普及拡大しているのか、また今後の推進計画について伺います。

次に、畜産に関する気候変動対応策について伺います。

畜産への高温障害は、食欲の減退やそれに伴う肥育成績の悪化、雌においては受胎率の低下など繁殖成績の悪化につながり、暑熱の影響がひどい場合、個体によっては死ぬこともあるようです。

現に、今年の記録的な高温により、全国各地で家畜が熱中症で死亡する例も出ております。

ほかにも、乳牛においては泌乳量の低下や乳質の低下が見られ、採卵鶏においては産卵率の低下や卵の殻が薄くなり割れてしまうケースも多いようです。

地球温暖化に伴う家畜への暑熱対策は、アニマルウェルフェアという概念からも貴重な課題となっております。アニマルウェルフェアとは、「人間が動物に与える痛みやストレスといった苦痛を最小限に抑えることで動物の心理的幸福を実現しよう」というヨーロッパ発祥の考え方のことです。

工業的畜産における過密飼育は、動物のストレスを高めるだけでなく、森林破壊や温室効果ガスの排出増加につながり、地球環境に大きな負荷をかけています。

国際機関が発行しているレポートでも、アニマルウェルフェアを向上させることが、気候変動対策にもつながると指摘されております。

農林水産省では、世界的な動向を踏まえ、畜種ごとに「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」を作成し、普及に努めています。

既に秋田県では桃豚で有名なポークランドグループが二〇〇四年からアニマルウェルフェア基準の飼育に取り組んでいます。

また、山梨県ではアニマルウェルフェアに係る暑熱対策の取組支援や

「やまなしアニマルウェルフェア認証制度」の創設に取り組み、現在は十一の農場が認証を受けています。

持続可能な畜産振興という観点からも、秋田県でも気候変動対応策を先取りした支援策や認証制度の新設といった取組を進めるべきと考えますが、知事の御見解を伺います。

次に、農家への個別補償について伺います。

このたびのコメ騒動を機に、政府はコメの減反政策をやめ、増産へと歴史的転換が図られることになりました。

しかし農家は一九九五年の食管制度廃止後、国からの保護・支援策がほとんどないまま、自由価格競争にさらされているのが現状です。

先の参院選の際、応援演説のために秋田市を訪れた小泉農林大臣に、農協青年部員が「米価が安いときは誰も助けてくれなかった。」と直訴したことが話題になりました。

農家が求めているのは、規模にかかわらず、農業を続けたい人が離農することなく存続していきけるような支援です。

しかし、国は、コメ騒動を機に大規模化・スマート農業化・輸出拡大に舵を切りました。

見方を変えれば、これは農家への支援というよりも企業への支援であり、小規模農家を切り捨てる政策と言えるのではないのでしょうか。

一部の大規模農家だけを残しても、農村は消滅し、水利施設は崩壊し、結局農業にとつてのインフラが崩壊してしまうことは、以前から指摘されています。

当然そうなれば大規模農家も生き残れなくなります。

大規模化・スマート農業化・輸出拡大の三本柱だけでは食料自給率の向上にもつながりません。

まずは国に対し、小規模農家の離農防止のために農家への個別補償を行うよう県として要望すべきと考えますが、知事のお考えを伺います。

次に、小規模農家に対する県の支援について伺います。

これまで県は、国と同様に農業の効率化、投資効果など産業の観点から見てきました。

しかし本来農業というものは、命を守るための社会の基本であり、基盤です。

それがなくなれば、社会は崩壊するという「生命線を守るもの」という観点で政策を考えるべきです。

今、秋田県が変えるべきもの、刷新すべきものは、このような根本的な政策転換です。

小規模農家は全農家の八割を占めています。

その八割の農家の期待に応える政策にチェンジしてみてもどうでしょうか。

例えば横手市では今年度、横手米品質向上対策として色彩選別機の購入経費の一部を補助する事業を行っています。

農業法人はもとより、集落営農組織や個人も対象になります。

今では小規模農家のほとんどは乾燥から色選まで集荷業者に委託しているケースが多いかもしれませんが、生産意欲のある個人経営の農家にこうした支援があることは、離農防止にもつながるだけでなく、地域コミュニティの存続にもつながっています。

また、新たに農業に参入する場合は、小規模からスタートしたいと考える方がほとんどであり、新規就農支援としても有効です。

さらに、気候変動対策として国が推進している緑の食料システムは、小規模農家の得意とする分野です。

私は、このような八割を占める小規模農家も対象にした県の支援が、農家を元気にし、秋田の農業の足腰を強くすると確信しています。

秋田県の農業の立て直しは、これまでのような大規模化等を促す国頼みの農政だけではなく、秋田県独自の小規模農家を支える施策が求められていると考えますが、刷新を唱え当選された知事は、本県の農業についてどのようなビジョンをお持ちなのか伺います。

次に、農業大学校の設置について伺います。

大曲農業高校では、全国和牛能力共進会鹿児島大会後に畜産部門で県やJ Aとプロジェクトチームを結成し、次の北海道大会出場を目標に日々活動に取り組んでいます。

七月に大仙市笹倉公園で開催された共進会でも出場した大農チームの頑張りを見張るものがありました。

わざわざ由利本荘市から入学してきた女子生徒もいるということでは非常に頼もしく感じたところでです。

幼児教育や初等教育のカリキュラムでも、サツマイモ掘りや田植体験といった食農教育が積極的に取り入れられ、誰もが幼少期に何らかの形で農業に触れる機会が増えております。

この幼少期の経験を忘れないうちに、早い段階で農業に関心を持った若者が、最初に農業を専門的に学ぶことができるのが農業高校になります。

しかし就農志向のない生徒が増えている現代では、例えば就農を希望していたとしても、十分なサポートができず、農業の担い手を地元に戻元していくことが困難になっています。

二〇二三年九月議会の一般質問でも山形議員が触れられておりましたが、日本各地で過疎化が深刻化している今、若い人材の受皿となる教育機関である農業大学校の役割はとても重要と考えます。

農業大学校は、就農を目指す人や、スキルアップを図りたい農業従事者を対象とした研修教育機関で、一、二年で農業技術や経営について学ぶことを目的にしているのが特徴であり、ほとんどが専門学校として認定されています。

ちなみに全国で道府県立の農業大学校は四十一道府県に設置されており、東北では秋田県だけが設置されておりません。

私が聞いたところによると、県内の農業高校生の進学先としても四年制大学の農学部よりも人気があるため、県外の農業大学校へ進学する生

徒も少なくないようです。

そこではドローン操縦資格の取得コースやスマート農業といった最先端の農業技術の演習、即実践につながる研修が行われています。

さらに、有機農業についても令和六年度に全ての農業大学校でカリキュラム化しています。

秋田県では学校給食のオーガニック化を求める保護者が多いにもかかわらず、大潟村以外で有機農業に取り組む農家が少ないのは、こうした学校がないことも原因の一つではないでしょうか。

全国的に農業高校に入学する女子生徒は増加し、今や約半数と言われています。

このような農業に関心のある女子生徒が地元の農業大学校に進学することは、若者の県内定着や新規就農者のネットワークづくりという意味でも大きな可能性を感じます。

また国でも農業教育に力を入れており、農業高校や農業大学校に対し、農業機械の導入や施設整備、有機農業教育に対して支援を行っております。

農業は農地集積や大規模化による大型機械への支援だけでなく、まずは人を育てることが一番の基礎です。

農業大学校を新設し、秋田の未来の農業を牽引する人材を育成することは、人口減少に歯止めをかけ、農村が活性化し元気を取り戻すことにもつながると考えますが、知事の御見解を伺います。

次に、農業高校におけるG A P認証について伺います。

四国九州方面の農業大学校では、国際水準であるG A P認証取得を目指す国際感覚を持った農業者の育成に力を入れているところも多く、二〇二五年三月現在、全国で半数を超える二十九校がG A P認証を取得しています。

もちろんその影響もあつてか高等学校でのG A P認証取得も進んでおり、東北では秋田県を除く五県の農業高校二十校が取得しています。

秋田県の農業高校で取得が進まない理由は、GAP取得のための環境整備が整っていないことが一番の理由です。

学校教育において、グローバル社会で活躍する人材育成の重要性が叫ばれて久しいですが、同様に農業のグローバル化に対応した農業高校の環境整備にも力を入れる必要があるのではないのでしょうか。

せめて、他県並みにGAP認証が取得できるような環境整備を県内の農業高校でも進めていただきたいと考えますが、教育長の御見解を伺います。

次に、少年自然の家について伺います。

県では、県立社会教育施設の在り方について、廃止や譲渡、集約化を視野に入れた検討を行っており、今年三月に報告書が公開されました。

少年自然の家については、二〇一三年の「少年自然の家の在り方検討委員会」の提言で、「教育の機会均等の視点においても県北、中央、県南の三地区にバランスよく配置され、それぞれ独自の特色を持っており、一か所でもなくなつた場合、その地区の学校教育・社会教育への支障が極めて大きくなることから三か所とも必要である。」と報告されております。

その後十二年たった今回の報告書では、「三施設とも建設してから四十年以上が経過しており、経年劣化が著しく、一部腐食や破損による部材落下の危険があるほか、雨漏りによるカビの発生や畳の悪臭等により、利用者の安全性や快適性の確保が困難となっていること。また、近年の猛暑への対策として、冷房設備の設置が求められているが、未整備のままとなっている。また、多くの設備は耐用年数を大幅に超えている。」という現状が報告されています。

今から二、三十年前のことになりましたが、私の子どもたちは小学校五年生の時に必ず保呂羽山自然の家で宿泊体験学習があり、カヌーや登山、ナイトハイクを楽しんでおりました。

また、親子で夏休みのイベントに参加したことも心に残る思い出の一

つです。

しかし今は、施設が老朽化し、宿泊室にはエアコンも設置されておらず、食堂の運営は休止状態ということもあり、大仙市内では田沢のスポーツセンターで体験学習を行っている学校もあるようです。

ただ、近くに代わりの施設がない湯沢市などの小学校では、今でも保呂羽山少年自然の家を利用した体験学習が行われており、子どもたちもカヌー体験をさせたいということで由利本荘市内の小学校からの利用もあると聞きました。

このたびの報告書には「速やかに構造躯体のみならず設備も含めた老朽化の状況の調査・評価を行い、長寿命化改修を図る場合と、適正な規模及び配置での建て替えを行う場合でのメリット・デメリットやコストを比較するなどにより、効率的かつ効果的な資源投入を行うことが必要である。」としています。

しかし、解体か建て替えかという検討結果を待つまでもなく、現在利用している学校があるのであれば、少年自然の家のエアコン設置や老朽化した設備の改修はすぐにも必要と考えますが、教育長のお考えを伺います。

また、検討結果については、令和八年から十七年度を対象期間とする公共施設等総合管理計画に反映する方向で進められているとのことですが、施設の使用年数である六十年を待たずとも、どのように維持管理し、活用していくのか早急に検討を始めるべきと考えますがいかがでしょうか。

次に、実効性のある賃上げについて伺います。

先月二十五日に秋田地方最低賃金審議会は秋田県の最低賃金を現行の時給九百五十一円から八十円引き上げ、一千三十一円とするよう秋田労働局に答申しました。

新聞報道によると連合秋田は審議会が始まる前に、秋田県知事に対し「最低賃金の引上げに関する要請書」を提出し、誰でも時給一千円に早

期に到達するよう県からの協力を求めました。

これに対し知事は、昨年の本県の最低賃金が全国で最下位だったことに触れ、「最下位を抜け出すのは最低目標で、どれだけ上乘せできるかに主眼を置いて進めていきたい。実効性のある賃上げをしてもらえるよう、県としても支援を展開していく。」と答えております。

私もこのたびの大幅引上げをテレビ報道で知った時は、知事同様に、単独最下位を脱したことを素直に歓迎しました。

ただ、発効を来年三月三十一日まで先送りしたという点については、正直腑に落ちないというのが本音です。

今回は他県でも発効遅れが続出とのことですが、それでも秋田県より一円低だけの鳥取県では十月四日から適用になりますし、県の九月補正予算案に、最低賃金一千三十円のもとの持続的な賃上げ環境の整備として一億円を盛り込み、賃上げ企業の設備投資や人材育成などを支援するとしています。

それに対し、秋田県では答申から発効までの七か月もの間、現行の全国最下位の九百五十一円で据え置かれ、その間他県との格差がさらに広がることとなります。

物価上昇が八か月連続三%上昇し、実質賃金が追い付かない厳しい状況が続いていることを思えば、労働者としては少しでも早く適用してほしいというのが本音ではないでしょうか。

最低賃金法で発効時期が定められていないとはいえ、こうした先送りが広がり常態化するのは望ましいことではありません。

今回の引上げは国が示した六十四円を十六円も上回る八十円となりましたが、これまで一般的だった十月中の発効を半年も据え置くとすれば実質半分の四十円の引上げでしかなく、目安の六十四円より二十四円も下回ることとなります。

最低賃金は労働者の生活を守るための安全網である、ということを最優先に考えるならば、決して喜べる結果ではなかったと感じております。

最下位脱出という名目が最優先された今回の最低賃金は、果たして知事が述べた「実効性のある賃上げ」と言えるのでしょうか。知事のお考えを伺います。

また、知事は、先日の一般質問の答弁で、今回の引上げを受けた企業側の負担軽減に係る支援策について、今議会中に計上する意向を示されました。

「実効性のある賃上げ」とするためには、最低賃金の発効日にかかわらず、早期に賃上げをする企業も対象とするとともに、幅広く制度の周知に取り組んでいく必要があると考えますが、知事の御所見を伺います。次に、オスプレイの予防着陸について伺います。

七月十八日、米軍輸送機C V二二オスプレイが大館能代空港に着陸しました。

県に対する東北防衛局の説明では、アメリカ空軍横田基地所属のオスプレイで、飛行中に警告灯が点灯したので予防着陸した、とのことでした。

また、その六日後の七月二十四日には、同様の理由で今度はお隣岩手県の花巻空港にも予防着陸するという事案がありました。

これも大館能代空港に着陸したものと同一の機体だったことを防衛省が認めています。

警告灯が点灯したからには異常箇所の点検・修理がなされ、その結果、安全航行が確認されたので再飛行が許可された、そう考えるのが常識ではないでしょうか。

しかし、点検修理が施されたはずの同一機体が、同じ理由で東北地方の民間空港に二回も着陸したのです。

こうした状況にイージス・アショアの配備計画で防衛省に振り回された地域の方々からは、「今度は北秋田の人たちが困るようなことにならなければいいのだが。」といった心配の声が届いています。

オスプレイは複雑な構造を抱える機体のため、重大事故やトラブルが

数多く報告されています。

そのため米国連邦議会の議員によって、昨年、国防総省に対して安全対策が講じられるまで飛行停止を求める書簡が提出されています。

しかし日本においては米軍基地間の移動は日米地位協定で無制限に認められているため、危険は全国に及びます。

このたびの予防着陸に対し知事は米軍との窓口になっていいる東北防衛局長に要請書を提出されたとのことですが、どのような回答があったのでしょうか。

また、今回の事案で、安全性が懸念されているオスプレイが県民の知らないまま頭上を飛行している驚愕の事実が明らかとなりました。

事故が多いオスプレイには誰もが不安を感じています。

県民の安心・安全のため防衛省や米軍に飛行ルートを事前に連絡するよう、県としてはもちろんのこと、知事会でも再度要請すべきと考えますが、いかがですか。

以上で私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

(拍手)

●議長(工藤嘉範議員) 県当局の答弁を求めます。

【知事(鈴木健太君) 登壇】

●知事(鈴木健太君) 加藤麻里議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、農業における気候変動への対応のうち、渇水被害対策であります。

農業用水は、河川やため池等からの取水を前提としており、仮に施設容量の拡大や代替水源施設などの大規模な整備を行ったとしても、今年のような少雨の場合には効果が大きくは見込まれないものと考えております。

このため、水不足が懸念される場合は、水資源を有効に活用することが重要であり、節水等の用水管理のほか、地下水ポンプや排水路からの反復利用施設の整備など、地域の状況に応じた対策を促してまいります。

また、気候変動に対応した米づくりについては、一昨年の猛暑による品質低下の際に、要因分析と被害を軽減した事例を基に、技術対策をまとめとっており、それに基づき、生産者への指導を徹底しているところであります。

特に、今年のような高温少雨の気象条件下であっても「あきたこまちR」の導入により、生産者の水管理の負担が軽減され、これまでと同等の収量・品質で、安全な米を消費者に供給できるものと考えております。中長期的には、高温耐性のある新たな品種の育成が必要であることから、「サキホコレ」や「秋のきらめき」に加え、県内で広く栽培可能な品種の開発を進めており、優良なものから順次、普及していくこととしております。

次に、畜産業における対応策であります。

地球温暖化に伴う気候変動が進む中、特に夏場の高温が家畜にストレスを与える要因となっており、アニマルウェルフェアの観点からも、暑熱対策は重要であるものと考えております。

このため、県ではこれまで、遮光資材や換気により畜舎内の温度上昇を防ぐ対策のほか、飼育密度の低下や散水により家畜の体表温度を低下させる方法などについて指導を行ってきたところであります。

今後、夏場の気温上昇が予測される中、畜舎の環境改善が一層重要となることから、新たに、他県でも効果が確認されている屋根への断熱資材の施工や、畜産試験場で実証を行っている細霧装置等の導入支援を検討してまいります。

また、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理については、県による大規模経営体や若い担い手を対象とした巡回、衛生管理に係る現地検査等を通じ、適切な飼育環境や良好な健康状態になるよう指導に努めているところであります。

なお、認証制度については客観性が重要であり、民間の認証制度があることから、生産者の要望に応じて情報提供を行い、その活用を促して

まいります。

次に、農業政策の転換のうち、農家への個別補償であります。

水稻は、規模拡大により生産コストの削減が図られる典型的な作物であり、農業者が減少する中、ほ場の大区画化やスマート技術等の導入により、更なる低コスト生産を推進するとともに、国内市場の縮小に伴い輸出を拡大していくことは、農業の持続的な発展に必要な不可欠な取組であると考えております。

また、農業の有する多面的機能の発揮に向けた農地の保全や水路の維持・管理など、地域の共同活動については、地域政策の観点から、日本型直接支払制度により支援し、生産基盤の維持が図られているところであります。

一方、かつて実施された「農業者戸別所得補償制度」については、経営の安定化に貢献した半面、構造改革の停滞や財政負担の増大といった課題が指摘されており、先行するEUの所得・価格政策においては、環境や気候変動への対応が重視された直接支払制度が定着しております。

県としましては、国に対し、農地の集約化や低コスト生産などによる効率的・安定的な経営基盤の確立のほか、不利な生産条件を補正する直接支払いや荒廃農地の発生防止対策など、中山間地域等における営農の継続に必要な施策の充実を求めてまいります。

次に、小規模農家に対する県の支援であります。

本県農業が持続的に発展していくためには、農業で生計を立てる担い手を育成していくとともに、多様な人材が参画し、地域農業や農村コミュニティを維持・発展させていくことが重要であるものと考えております。

このため、これまで収益性の高い複合型生産構造への転換に向けた園芸ハウスの整備や、肉用牛の繁殖素牛の導入、地域の特産物を生かした商品開発、新たなビジネスの創出など、経験の有無や経営規模の大小にかかわらず、意欲的な農業者の取組を県単事業で支援してまいりました。

また、地域活性化の観点から、農業者や地域住民の参加による農地・水路の維持管理、中山間地域の農業生産の継続に必要な共同活動などについても、国の制度を活用しながら、サポートしているところであります。

県としましては、小規模農家をはじめとする多くの農業者が将来にわたり希望を持てるよう、今後もこうした取組を充実させながら、産業政策と地域政策の両面から施策・事業を展開し、持続可能な農業の実現を目指してまいります。

次に、農業大学の設置であります。

本県では、平成四年、営農大学校を入校者の減少等により廃止し、新たに農業試験場等で農業技術や経営ノウハウなどを学ぶ「フロンティア育成研修制度」を創設したほか、市町村やJAが行う地域密着型の研修に対して支援を行うことにより、担い手の育成に努めております。

また、県立大学においては、生産技術や環境保全、経営管理など、農業振興に貢献できる人材育成を総合的に進めているほか、「アグリノベーション教育研究センター」を核に、スマート農業指導士の養成や、農業関係高校との連携によるスマート技術の体験研修などを行っているところであります。

このように、営農大学校の廃止後も、県立大学や関係機関と連携し、農業の幅広い分野で活躍できる人材を育成しているところであり、新たな農業大学の設置は、少子化に伴う生徒数の減少や施設整備に多額の財政負担が必要なことから、困難であるものと考えております。

次に、実効性のある賃上げであります。

このたびの秋田地方最低賃金審議会の答申により、本県の最低賃金が全国最下位を脱したことは、素直に歓迎したいと思っております。

一方で、発効日が来年三月三十一日とされたことは、異例の措置であり、私自身も想定していなかったところであります。

一刻も早い発効を望む労働者の気持ちも十分に承知しておりますが、

これは、大幅な引上げに対し、使用者側が万全の準備を整えるための期間を設ける趣旨であると理解しております。

県としましては、事業者の負担を軽減し、早期に賃上げが行われるよう、緊急的な支援策を今議会に追加提案することとしており、三月の発効日を待たずに賃上げに踏み切る事業者の動きを後押ししてまいります。また、予算議決後速やかに、支援制度のオンライン説明会を開催するほか、県や市町村の広報紙等を通じて、幅広く制度の周知に取り組んでまいります。

次に、オスプレイの予防着陸事案であります。

今回の大館能代空港への予防着陸事案につきましては、安全確保のためであっても、少なからず県民に不安を与えるものであり、東北防衛局に対し、予防着陸の経緯や原因を明らかにすることや、速やかな情報提供等について要請しておりますが、いまだ回答を得られていない状況であります。

また、米軍機の飛行情報や今回の機体の運航ルートについては、機体の運用と安全上に問題が生じるおそれがあるという理由から、非公開であるとの説明を受けております。

このため、全国知事会におきましても、オスプレイなど、米軍機の訓練ルートや訓練が行われる時期については、事前に情報提供等を行うよう、要望しているところであります。

私からは以上です。

【農林水産部長（藤村幸司朗君）登壇】

●農林水産部長（藤村幸司朗君） 私からは、農業における気候変動への対応のうち、田んぼダムについてお答えいたします。

田んぼダムは、水田の排水口に調整板を設置することで降雨時の最大流出量を抑え、下流域の被災リスクを減らすものであり、流域全体で広く取り組むことで、農地や家屋等への被害軽減に一定の効果が期待されるものであります。

また、スマート田んぼダムは、こうした効果をより高めるため、給排水口の操作を遠隔で行うものでありますが、議員御指摘のとおり、導入費用が高額で費用対効果が見込めないことから、県では、従来からの調整板による簡易な方式で推進していくこととしております。

県内では、令和三年度以降、ほ場整備事業や多面的機能支払交付金を活用し、本格的に取組が始まってきており、大仙市を中心に目標面積の九割に当たる約四千ヘクタールで実施されるなど、その取組が広がってきております。

県としましては、地域での合意形成を促すため、田んぼダム技術マニュアルによる啓発活動を行うとともに、市町村や農業団体と連携し、農業者の理解を得ながら、引き続き、普及拡大に努めてまいります。私からは以上であります。

【教育委員会教育長（安田浩幸君）登壇】

●教育委員会教育長（安田浩幸君） 加藤麻里議員から御質問のありました、農業政策の転換のうち、農業高校におけるGAP認証についてお答えいたします。

現在、GAP認証を取得している農業関係高校はありませんが、栽培記録の適切な管理や労働安全の確保といったGAPの考え方に基づく実践的なスキルに関する学習を取り入れており、グローバル化や消費者意識の変化を踏まえた農業教育のアップデートに取り組んでいるところでもあります。

特に、秋田北鷹高校においては、かつてJ-GAP認証の取得プロセスで培った知識や経験等を活かし、安全で質の高い農産物を作るための教育活動を行っております。

高校におけるGAP認証の取得には、設備の充実のほか、体制やマニュアルの整備に加え、GAP認証を生かした販売戦略の立案なども必要であり、知事部局との連携を深めながら、認証取得に向けた支援の在り方を検討してまいります。

県教育委員会としましては、次世代の農業を担う人材の育成を目指し、引き続き、農業教育の一層の充実に努めてまいります。

次に、少年自然の家についてであります。

少年自然の家は、自然の中での体験や集団活動を通じて、子どもたちの心身の成長や社会性の育成に大きな役割を果たしており、その重要性は、一層高まっていくものと認識しております。

一方で、施設の老朽化に加え、近年の猛暑等への対応など、利用者の安全・安心の確保が重要な課題となっており、利用者のニーズを踏まえつつ、研修室や保健室にエアコンを設置するなど、緊急性や必要性を考慮した安全対策を計画的に講じており、今後もエアコン等の増設を検討するなど、利用者の安全・安心の確保に努めてまいります。

また、現行施設の維持管理などの方向性については、来年度、有識者や教育関係者等で構成するワーキング検討会を設置し、具体的な検討をしてみたいと考えております。

県教育委員会としましては、利用者の声や利用実態を踏まえながら、自然体験活動の充実に努め、子どもたちの健やかな心身の育成に取り組んでまいります。

私からは以上であります。

●議長（工藤嘉範議員） 二十番加藤麻里議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前十一時五十分休憩

午後一時三十分再開

出	出	出	出	出	出	出	出	出	出
席	席	席	席	席	席	席	席	席	席
議	議	議	議	議	議	議	議	議	議
員	員	員	員	員	員	員	員	員	員
四十名									
佐藤光子	福田博之	福田博之	川邊隼之介	武内伸文	高橋豪	高橋豪	高橋豪	高橋豪	高橋豪
山形健二	川邊隼之介								
高橋健									
小棚木政之									

九番 瓜生望
十番 松田豊臣

十一番 加賀屋千鶴子
十二番 櫻田憂子

十三番 佐藤正一郎
十四番 島田薫

十五番 宇佐見康人
十六番 住谷達

十七番 児玉政明
十八番 小山緑郎

十九番 小野一彦
二十番 加藤麻里

二十一番 薄井司
二十二番 三浦茂人

二十三番 鈴木真実
二十四番 佐々木雄太

二十五番 杉本俊比古
二十六番 佐藤信喜

二十七番 今川雄策
二十八番 高橋武浩

二十九番 小原正晃
三十番 渡部英治

三十一番 北林丈正
三十二番 竹下博英

三十三番 原幸子
三十五番 加藤鉦一

三十六番 石田寛
三十七番 三浦英一

三十八番 柴田正敏
三十九番 川口英一

四十番 鶴田有司
四十一番 鈴木洋一

地方自治法第二百一十一条による出席者

休憩前に同じ

●副議長（島田薫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第一、一般質問を継続いたします。十一番加賀屋千鶴子議員の発言を許します。

【十一番（加賀屋千鶴子議員）登壇】（拍手）

●十一番（加賀屋千鶴子議員） 日本共産党の加賀屋千鶴子です。

近年、頻発化・激甚化する大雨災害ですが、今年も八月から九月にかけて、本県に大きな被害をもたらしました。被災された皆様からお

見舞い申し上げます。

質問に入らせていただきますが、重複する質問があります。しかし、私の質問の趣旨もありますので、通告に従い質問をさせていただきます。はじめに、知事の政治姿勢について伺います。

知事は四月三十日の所信表明において「日本一持続可能な県」を目指し、「持続可能な経済社会の構築」に取り組みと主張しました。しかし内容は、豊かな農地や森林、風や水などの資源を活用して「稼ぐ力の向上」を図るといふものです。これは新自由主義的な発想ではありませんか。

一九八〇年代以降、企業の利益第一、福祉・公共サービス・社会保障の削減、公共事業の民営化、規制緩和による競争促進、労働者保護廃止などを内容とする新自由主義経済政策が進められてきました。一部の大企業が大儲けし内部留保を積み上げ、富裕層がさらに富む一方、労働者の間では貧困と格差が大きく広がり、自己責任が押し付けられてきました。経済効率最優先の社会においては、条件不利地域の医療・介護事業の削減・廃止などが進みます。コロナ禍では医療崩壊を経験し、在宅で多くの命が失われました。医療や福祉、社会保障は毎年のように削減され、本来のあるべき姿を失っています。知事は、この新自由主義的な経済政策についてどのように認識されていますか伺います。

地方自治法に定められた地方公共団体の役割は、「住民の福祉の増進を図る」ことです。したがって、国の政策によって県民が苦しめられているとき、県政が国の悪政の防波堤になって県民を守るべきであると私は認識しています。例えば、今回の最低賃金を巡る問題で、構造上弱い立場にある中小企業に対する「直接支援」を先延ばししました。公約では「経済の主役は中小企業」と訴えていたのですから、県はしっかり支援し、同時に国にも対応の改善を強く迫る姿勢を示すべきです。

国に対してしっかりと物を言い、県民が主人公の政策に転換することが求められています。知事は県政を預かる立場にあり、法の本旨に立って

県民生活を守る決意があるか伺います。

地域医療について伺います。

「このままでは、ある日突然、病院がなくなりそうです」。一般社団法人日本病院会など病院六団体の訴えが、各界に衝撃を与えています。診療報酬が物価高や賃金上昇をともに反映せず低く抑えられているため、急激に病院の経営が悪化しています。その結果、診療科の休止、入院の受入れ制限、救急医療廃止などが全国で広がっています。今、日本の医療は崩壊の瀬戸際にあり、国の更なる医療費削減など進めさせるわけにはいきません。

本県でも、地域の中核病院において診療科の廃止、入院患者の受入れ中止が次々と起きています。また、地域の一般診療所は、開設よりも休止・廃止が上回り、地域の医療が足元から崩れていく危機感を覚えています。この後、二〇二七年度からの地域医療構想の策定が進められますが、第八次医療保健福祉計画にて、二次医療圏を八つから三つに再編したことにより、病床数を大きく減少させる方向に進むのではないかと心配しています。こういう状況のときに、「病床の適正化」といって病床を削減するなどもつてのほかです。コロナ禍の教訓は、医療には余裕が必要ということだったではありませんか。県民の命と健康を守るために、これ以上の地域医療の縮小はやめるべきです。知事、いかがですか。

今年四月から、かづの厚生病院において常勤の小児科医師が不在となっております。そのため、小児科の入院受入れが中止となり、子育て世代を中心に不安が広がっています。「鹿角の医療と福祉を考える市民町民の会」が実施したアンケートに「おとし出産しましたが、鹿角で産めないで盛岡に移住して出産しました。二人目以降を産むときも、また盛岡に移住する予定です。仕事と実家があるのでこちらに帰ってきていますが、子どもの小学校入学を機に移住予定です。小児科がなくなつたので、大きな病気やけががあれば我が子を守ることもかなくなつせん。」という声が寄せられました。この方だけでなく、小さい子ども

のいる家庭では現実的に移住を考えていると聞いて、大変衝撃を受けました。県内に住んでいる子育て世帯の流出を止められず、県外からの流入を増やせるでしょうか。私は、これまでも医療提供体制は住む地域を決定する大きな要素になると主張してきましたが、住み続けられる地域にするためにも医療の充実に力を注ぐべきです。これ以上の医療の縮減をやめて、医師の配置、医療提供体制を維持するための経済的支援、一般診療所の継承支援など、これまで以上に努力すべきと思いますが、知事の見解を伺います。

病院経営が厳しい中、救急・小児科・精神科など、いわゆる不採算と言われる医療を地域で担っている公立・公的病院の経営はさらに深刻です。全国自治体病院協議会は、八月に二〇二四年度決算で八六%の病院が赤字だったと発表しました。病院六団体の結果は六一・二%ですから、赤字が二十五ポイントも上回っています。国の地方交付税による財政支援はありますが、それでは不十分なのが現状です。公立・公的病院としての役割を果たし、地域住民の医療要求に応えられるよう財政支援の拡充を国に求めるべきです。さらに、リハセン・循環センター以外の県立病院がない本県の場合は、九つの厚生連病院が地域の政策医療を担ってきました。しかし、公立病院に比べ、国の財政支援はさらに少ない状況です。七月十三日付け「日本農業新聞」の論説で、「JA厚生連病院の経営は厳しく、再編・統合を推し進めれば過疎化は進み、地域は衰退する。」と述べています。公的病院の維持は地域を持続可能にする点でも重要です。国に対し、公的病院である厚生連病院にも、公立病院と同様の財政支援の適用を強く働きかけ、地域を守る観点から地域医療の存続を考える必要があるのでしょうか。知事の見解を伺います。

次に、医師、看護師不足の対策について伺います。

医師、看護師不足は一層進み、働き方も深刻さが増しています。「秋田県医師確保計画」と「看護職員需給推計」には、地域医療構想との整合性がなく、現場の要求、実態は反映されていないと思うのです。課題

を解決し地域医療を守る姿勢を県はお持ちなのでしょう。看護師については以前にも、離職が多く推計の供給数では不足が生じると指摘し、総括審査の場で県の考えをただしてきました。医師については、地域の医療が縮小し医師は過酷な働き方をしているのに、国は不足ではなく「医師偏在だ」と言ってきました。「計画」では、令和二年から令和十八年までに実質三百七十五人増やす計画です。令和二年度の医師数をベースにして、令和四年には東北で唯一医師が減少しています。医師の健康、生活を大切にしたい。「働き方改革」を進めてこそ医師が増えます。医師不足を認め、対策を取るべきです。県民の命と健康を守る立場で、医師・看護師確保対策に当たるべきです。知事の見解を伺います。

先日県民から、「秋田県はいつになったら他県の大学から医師の派遣を受けなくてよくなるのでしょうか。」と指摘されました。医学生の修学資金貸与者数は東北の他県に比べて少ない実態です。秋田大学地域枠は二十九人、東北医科薬科大学と岩手医科大学枠は年度によってばらつきはありますが、五人前後です。高齢でリタイアしていく医師がいることを考慮し、抜本的に増やす必要があります。少なくとも現在より二十人増やし、修学資金の増額も検討すべきです。

看護師については、養成所への入学を増やすことや大学卒業者を含め県内に定着してもらうための取組を、関係者と連携し強力に進めるべきです。また、修学資金を保育士並みに引き上げるべきです。加えて、返還免除の対象とする年数を今年度から七年間に延長しましたが、これは見直すべきです。他県でも同様に七年という県はあり、定着を促したい気持ちは分かりますが、拘束される期間が長くなることで、逆に貸与制度への希望者が少なくなるのではないかと心配です。保育士など、ほかの就学資金制度との整合性もありません。見直しを検討すべきです。以上、知事の見解を伺います。

次に、最低賃金と賃金引上げの支援について伺います。

現在の物価高騰から暮らしを守り、消費を増やして経済の低迷から抜

け出すには、昨年以上の賃上げが求められています。そのためには、政治の決断と責任で実行できる最低賃金の引上げが重要と考えます。

全国的にも目安額に上積みする地域が広がっています。秋田地方最低賃金審議会は現行の九百五十一円から、目安額に十六円上積みし過去最大の八十円引き上げ、時給一千三十一円とするよう答申しました。

鈴木知事が、二〇二五年度最低賃金の改定に向けて、単独最下位脱出への期待と事業者支援策を準備している旨、発信してきたことも影響を及ぼしたと思います。

しかし、発効日が大幅に遅れ、本年度の最終日である来年三月三十一日発効としています。半年も遅らせては、過去最大の引上げが、実質は四十円程度となってしまう。目安額以下で収入格差がさらに拡大します。私は、労働者を見下しているのかと、怒りを感じました。

昨年徳島県では、目安額五十円を三十四円上積みの八十四円引き上げ、時給九百八十円でした。しかし、十一月一日に発効しています。準備期間が必要だとしても、できる限り速やかに発効するというのが、最低賃金の制度の趣旨ではないでしょうか。準備期間という理由だけで、三月三十一日にする根拠も示さず、半年も発効を遅らせることは多くの労働者が納得できるものではありません。知事の見解をお聞かせください。

中小企業・小規模事業者が最低賃金の引上げを、安心して行えるだけの支援をすべきです。賃上げをする体力のない事業者を支援することは、最低賃金の引上げを円滑にし、中小企業を含めた企業の業績を伸ばすことで、ひいては地域経済全体を活性化させる効果があります。過去にアメリカは最低賃金を日本円にして一気に三年間で二百円以上引き上げ、同時に五年間で中小企業向けの減税など約八千八百億円の支援を行ったことがあります。当初、経済団体が懸念を示しましたが、経済の好循環が生まれ、最終的には最低賃金の引上げを支持するアメリカ一千社の経営者・重役の声明が発表されました。

九月議会初日の提案は見送られましたが、県として支援策を先延ばし

することなく速やかに提案し実施すべきです。知事の考えはいかがですか。

さらに、帝国データバンクが昨年九月に行った「最低賃金と採用時の最低時給に関する秋田県内企業の実態調査」によれば、採用時の最低時給額は平均九百九十円で最低賃金を三十九円上回っています。最賃での募集では人材確保が難しいため、事業者は努力して引上げを行っているのです。この努力を後押しし、人材確保、企業の業績向上につながるよう支援するのが行政の役割ではないでしょうか。知事の見解を伺います。

次に、大規模災害への備えについて伺います。

私は昨年九月議会にて、災害対策においては「想定外」を起こさないよう最悪の事態を想定し対策することが必要だと訴えました。修正された「秋田県地域防災計画」では、天長地震・北由利断層連動地震などの連動地震を含む二十七パターンを想定し、建物被害や避難者数など予測しています。この点については評価しつつも、「計画」の内容を詳細に見ると疑問があり、詳しく確認したいと思います。

はじめに、避難所についてです。国は避難所の生活環境について、大きく改善させることを目指しています。スフィア基準には、避難所生活における人権尊重が明記されており、これを踏まえて、避難所を運営するための備えが呼びかけられています。スフィア基準への対応は、市町村ごとに大きなばらつきがあり、国の方針が徹底されていないのではないのでしょうか。県からの呼びかけにより改善を図るべきです。内閣府が示す「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」では、トイレの数、水の供給量、温かい食事など被災者が命を維持するために必要な要素を具体的に決めています。避難所の設置、運営がスムーズに進み、被災者が人間らしい生活を送れるように体制を整備すべきです。例えば、避難所のスペース割りや生活のルールについて行政や地域住民が協議しながらまとめ、運営計画書を作成してはどうでしょうか。

また、避難所運営、設営の訓練が行われていますが、さらにより多くの県民が経験できるよう市町村と協力し推進すべきです。知事の見解を伺います。

食料の備蓄について伺います。被害想定を見直したことにより避難者数が増え、計画量を増やしました。しかし、備蓄の役割分担については、共同備蓄と流通備蓄等の「公助」分を十分の七から十分の六に減らし、「自助・共助」分を十分の三から十分の四に増やしました。被災者が食糧・水など三日分備蓄していたとしても、避難所へ持参するのは困難です。令和六年度の「県民意識調査」で「三日分以上の備蓄をしている」と答えた割合は二四・三%でした。昨年の段階で、全備蓄量の三〇%を備蓄することの難しさが示されていたと思います。なぜ、「公助」を減らし「自助・共助」を増やしたのでしょうか。

流通備蓄などは、事業者の被災や、道路の寸断などで計画どおりには届かないこともあると考えなければなりません。二〇一六年の熊本地震のときには、その日のうちに備蓄が尽きた避難所や、余震が続き想定より避難者数が減らなかったため、食料が行き届かなかった避難所も多かったです。そういった不測の状況に陥らないように、県と市町村の共同備蓄量を増やす必要があると思いますが、知事の見解を伺います。市町村における避難所の設置、運営、構造物の耐震化についてです。避難所に関し、市町村が一番困っているのは人と財源です。県は、市町村の状況を聞きながら、必要な支援を行うとともに、国に対し財源措置を講ずるよう繰り返し要望すべきです。思い切った要望をすべきと思いますが、知事の見解を伺います。

上水道の耐震化についてです。厚生労働省の二〇二二年度末時点における「水道事業における耐震化の状況」によれば、都道府県別基幹管路の耐震適合率は二六・四%で、本県は全国四十五番目の低さです。全国平均四二・三%から大きく遅れています。このほか、浄水施設三六・〇%、配水池四〇%といずれも全国平均を下回っています。さらに、二〇

二四年三月三十一日時点で法定耐用年数四十年を超えている管路の割合が一九%でした。布設管路の延長は三八・二キロメートルで、このペースでは二百三十六年かかり、全く現実にそぐわない取組になっています。このままでは、大きな地震が発生したときに断水被害に見舞われ、復旧も困難になってしまいます。知事は、この状況をどう受けとめていますか。県は計画に沿った整備を市町村が進めるため、財政支援を国に強く働きかけるべきと考えますが、知事の見解を伺います。

次に、クマとの共生に向けた取組について伺います。クマが人の生活圏や市街地に出没するようになり、今年を目撃件数は、近年最多であった二〇二三年を超える勢いで増えています。市街地を歩いて移動するにも注意を払い、学校行事の中止など、日常生活にも影響を与えるまでになりました。

なぜ、クマが市街地に出没するようになったのか原因を究明し、科学的・総合的に対応しなければなりません。環境省の「クマ類による被害防止に向けた対策方針」では、林業者などの減少で森林内の活動人口が減り、クマが人に追われる機会が減少したため、人への警戒心が薄れて集落周辺に出没するようになったと指摘しています。また、人口減少、高齢化により里山の利用が縮小し、耕作放棄地が拡大するなど、人の生活圏周辺がクマにとって生息しやすい環境に変化しつつあると述べています。クマが人の生活圏に近い場所で生息するようになっていく、このことを認識しなければなりません。

そして県は農業、林業の再生に全力で取り組む必要があるのではないのでしょうか。林業者を増やし山に入って仕事をする人を増やす、中山間地の農地が耕作放棄地にならないような支援などが求められていると思いますが、知事の見解をお聞かせください。

人的被害防止のため、市町村長判断で「緊急銃猟」を可能とする「改正鳥獣保護管理法」が、今月一日に施行されました。しかし、安全確保の課題など実際の緊急銃猟は、難しい現実があると私は感じています。

人の安全を守るための緊急的な方法の一つに過ぎません。

県は、「秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第六次ツキノワグマ）」を策定し「人とクマとの棲み分けを実現する。」としています。人とクマとが適度な距離を保ちながら暮らす環境に戻していく作業が必要です。そのため「計画」ではゾーニング管理に取り組みていますが、即効性のある対策ではなく、粘り強く長い時間をかけた取組が求められます。同時に、クマを人の生活圏に近づけさせないことなどを全県民に理解してもらい、みんなで一緒に取り組まなければ計画はうまく進みません。県民に対し、県の「計画」、考え方を周知し、協力が得られるようにすべきです。また、野菜や果樹などの被害、学校敷地内など子どもたちがいる場所への出没も発生しています。電気柵など、対策のための支援制度の周知・拡充もすべきです。クマを生活圏に寄せ付けないための対策・注意点などを繰り返し広報すべきですが、知事の見解を伺います。

最後に、再生可能エネルギーについて伺います。

秋田沖二海域における洋上風力発電について、三菱商事が「実行可能な事業計画を立てることは不可能である。」として事業からの撤退を表明しました。大企業は、いかに国家的なプロジェクトといえども「儲けが出ない」、「採算が取れない」と判断すれば、地元のことなど一顧だにせず撤退ということを示したと思います。知事は、八月二十九日の中西社長との面談の際、「地域共生策にさらに力を貸してほしい。」と求めた旨が報じられています。しかし、三菱商事から二次、三次請負を受注することを想定し先行投資している県内企業に対する社会的責任もあるはずで、三菱商事に対して、県内企業への社会的責任を果たすよう、より強く求めるべきです。知事の見解を伺います。

国は、新たな事業者決定のために再公募する方向です。応募する事業者がいたとしても、事業が具体化するまでには何年もかかります。この機会に、地球温暖化対策と再生可能エネルギーに対する姿勢を変えるべきと考えます。県内企業が持つ技術を活かし、小規模分散型の再生可能

エネルギーを大きく進め、発電した電力を地域へ回すため、市民電力やソーラーシェアリングに思い切った力を注ぐことを提案します。

「第二次秋田県地球温暖化対策推進計画」の「カーボンニュートラルに向けたエネルギー消費量の試算」では、二〇一八年のエネルギー消費量は二万四千七百二十二テラ・ジュールとしています。この数値で電力料金を計算すると、県民一人当たり三万一千円から三万五千円になります。その合計は県予算の四割にもなります。この金額を域外に流出させていることは、県民の資産の膨大な損失ではないでしょうか。地元の企業が潤い、県民の所得を域内で循環させる地域循環型再生エネルギーの推進へ向かうべきです。知事の見解を伺います。

能代港と秋田港の港湾内洋上風力発電事業は、供用開始から一年半が過ぎました。海洋生物や漁業、内水漁業への影響など懸念されていた問題点について、県として調査、検証すべきではないでしょうか。知事の見解を求めます。

以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

●副議長（島田薫議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（鈴木健太君）登壇】

●知事（鈴木健太君） 加賀屋議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、私の政治姿勢のうち、新自由主義的な経済政策であります。

新自由主義的な経済政策については、捉え方が様々あると思いますが、経済成長の原動力になったとの評価がある一方で、格差の拡大につながった等の指摘もあるものと承知しております。

先の所信で述べた「稼ぐ力の向上」は、経済合理性のみを追求するものではなく、本県が持つ豊かな資源をフル活用することで、賃上げや多様な働く場の創出等を実現し、そうした経済の活性化を通じて、医療や福祉などを含み、県民生活の向上にもつなげていきたいという考え方を示したものであります。

次に、県民生活を守る決意であります。

私の知事としての原点は、「県民と共に歩む」ことであり、課せられた使命は、県民の命と暮らしを守り、希望をかなえられるふるさと秋田をつくることでもあります。

このため、できる限り現場に赴き、県民の声に真摯に耳を傾け、思いを共有することで、県民目線の政策を推進し、秋田の未来のため、県政を前に進めてまいりたいと考えております。

また、国に対しては、「対等・協力」の関係のもと、地域の実情を知り、県民の暮らしを直接預かる立場として、主張すべきことは強く主張してまいります。

次に、地域医療のうち、次期地域医療構想の策定に伴う病床数の見直しであります。

新たな地域医療構想は、入院医療だけでなく、外来や在宅などの身近な医療も含めた地域医療全体の在り方を描くものであり、今後の更なる人口減少や、医療従事者の不足・偏在という制約の中で、必要な医療を地域に残し、バランスの取れた医療提供体制の構築を目指すものであります。

また、国が実施している病床数適正化支援事業も、経営が厳しい医療機関を支援し、入院医療を維持・継続するための事業であり、地域医療を守ることにつながるものと考えております。

次期構想の策定に当たっては、地域医療構想調整会議等を通じて、幅広い関係者と十分に協議を重ねるとともに、本県医療の目指す姿について、理解を得られるように進めてまいります。

次に、地域の医療機能維持のための取組であります。

地域医療の維持・充実は、県民が安心して暮らす上で不可欠なものであり、地域における社会インフラとして極めて重要な要素であるものと認識しております。

県では、救急やへき地などの政策医療や、住民にとって最も身近な診

療所の承継・開業などを支援し、地域医療の維持に努めているところではありますが、医療を取り巻く環境は非常に厳しい状況となっております。今後の更なる人口減少や、医療従事者の確保がますます困難になっていく状況を見据えると、限られた資源を有効に活用していくことが、地域に医療を残していくことにつながるものと考えており、医療機能の役割分担や連携を進めることにより、持続可能な医療提供体制を構築してまいります。

次に、公的病院への財政支援の要望であります。

本県では、厚生連病院等の公的病院が、地域における中核的医療機関として、救急医療やへき地医療など、不採算部門を含む医療を担っているほか、感染症に係る病床の確保や、DMATの派遣といった災害医療への対応など、有事の際にも大きな役割を果たしております。

こうした公的病院の施設・設備の整備や政策医療の提供に対しては、国の補助金や特別交付税による財政措置も活用しながら、支援を行っているところでもあります。

しかしながら、公的病院が借入れを伴う投資を行った場合、有利な起債を活用できないなど、公立病院とは異なる点もあることから、これまでも公立病院と同等の支援を可能とするよう、国に求めてきております。今後は、医療の経営環境が厳しさを増していることから、地域医療の維持・確保のため、公立病院・公的病院に対する財政支援の拡充についても、強く要望してまいります。

次に、働き方改革を踏まえた医師・看護師確保対策であります。

県ではこれまで、地域医療を守るために、関係者の意見も踏まえながら医師確保対策に取り組んでおり、その結果、中長期的には医師数は増加しております。

しかしながら、県全体として、医師少数県の域から脱するほどには確保できておらず、医師不足の状況は続いているものと認識しております。

このため、医師確保対策に引き続き取り組みつつ、医師を含む医療従

事者の就労環境を改善する観点から、「秋田県医療勤務環境改善支援センター」において、適正な労働時間管理のための助言を行うとともに、タスク・シフト／シェアを進めるための研修への助成等を行ってまいります。

また、血圧や脈拍数等のバイタルデータを電子カルテへ自動転送する機器や勤怠管理システムの導入等により、生産性の向上や医師・看護師の負担軽減を支援するなど、医療現場における働き方改革を推進し、医療従事者の確保と離職防止を図ってまいります。

次に、医師・看護師の修学資金制度の見直しであります。

修学資金制度は、医療従事者の確保に効果的な施策として、これまで多くの学生に貸与を行い、地域医療の維持・充実に寄与してまいりました。

医師修学資金については、主に秋田大学における地域枠の学生に貸与しており、毎年度、その定員は充足されている状況にあります。

貸与枠の拡大や貸与額の引上げについては、財政負担を伴うことから、医師確保における効果を冷静に見極めた上で判断する必要があるとともに、義務期間終了後も県内で勤務する医師の増加を図ることが、より重要であるものと考えております。

また、看護職員修学資金については、医療関係者の意見を十分に伺った上で、今年度から返還免除の要件緩和と新規貸与枠の拡大を併せて行っており、貸与者数は倍増しているところであります。

今後、貸与額の引上げや更なる返還免除要件の緩和について、他職種の修学資金制度だけでなく、他県の状況や今年度の改正の効果などを踏まえて検討してまいります。

次に、最低賃金と賃金引上げの支援であります。

今年度の秋田地方最低賃金審議会において、本県の最低賃金の発効日が来年三月三十一日と答申されたことは、異例の措置であり、私自身も予想していなかったところであります。

一刻も早い発効を望む労働者の気持ちも十分に承知しておりますが、ここ数年の大幅な引上げにより、使用者側が従業員全体の賃金体系を見直すなど、万全の準備を整えるための期間を設けることが必要であったための措置であると理解しております。

県としましては、事業者の負担を軽減し、早期に賃上げが行われるよう、緊急的な支援策を今議会に追加提案することとしております。

また、人手不足が進む中、人材確保に向けて、採用時の賃金を引き上げる県内企業が増えており、このような流れを確かなものとし、賃金水準全体の底上げを図るには、企業の収益性の改善が不可欠であります。

このため、生産性の向上や価格転嫁の実現に向けた総合的な企業支援についても検討を進め、県内企業が安定的に収益を確保し、継続的な賃上げを実施できる環境を整備してまいります。

次に、大規模災害への備えのうち、スフィア基準に基づいた避難所体制の整備であります。

スフィア基準を踏まえた避難所の運営は、避難者が健康を維持する上で極めて重要であることから、設置主体となる市町村と連携して、同基準に基づく環境整備に取り組んでいくこととしております。

このため、県では、市町村に対して同基準を踏まえた国の指針等を示し、避難所の開設当初からパーティションやテント、簡易ベッドを迅速に設置するなど、必要な対策を講ずるよう周知しております。

また、市町村と合同で防災訓練を実施し、地域住民と共に、適切な居住スペースの確保や炊き出しによる食事の提供等について、有事の際に迅速かつ円滑な対応ができるよう努めているところであります。

しかしながら、市町村においては、避難所運営に携わる人手や、資機材等の配備が十分でないことから、基準を満たすことのできない避難所があるものと認識しております。

県としましては、より多くの避難所がスフィア基準を踏まえた運営となるよう、引き続き、市町村に対してきめ細かな助言等を行うとともに、

防災訓練への県民の積極的な参加を促すことにより、避難所の運営体制の整備を支援してまいります。

次に、食料の備蓄であります。

備蓄計画における自助・共助・公助の役割分担については、県民意識調査等により把握した県民の備蓄状況に基づき設定しているところであり、前回の計画時点から、日頃、備蓄をしている県民の割合が増加したため、自助・共助の割合を増やしたものであります。

こうしたことを踏まえ、現在の食料備蓄については、県と市町村による共同備蓄に加え、増加傾向にある災害協定締結先からの調達や市町村相互の支援等を組み合わせることで、必要な量を十分確保できる状況にあるものと考えております。

また、山間部等の集落においては、道路が狭く、店舗数も少ないため、流通備蓄が機能しないおそれがあることから、県では、避難所に確実に食料が行き届くよう、孤立を想定した物資輸送訓練を継続的に実施しているところであります。

一方、近年、自然災害が激甚化・頻発化しており、想定外の災害による影響を最小限に抑えるためには、行政による取組だけでは限界があることから、自助・共助の重要性がますます高まっております。

このため、県では、地域における研修会や防災アドバイザーの派遣等を通じて、引き続き、県民の防災意識の醸成や自助・共助による備蓄の促進を図ってまいります。

次に、避難所運営に係る市町村支援であります。

避難所の運営について、県が市町村に対して実施した聞き取り調査では、運営を担うためのマンパワーやノウハウに加え、避難所環境を改善するための資機材等が十分ではないという声が寄せられております。

このため、県などからの応援職員の派遣のほか、避難所の運営ノウハウを習得することができる防災訓練の実施や、水循環式シャワー等の広域的に活用できる資機材の整備などにより、市町村による避難所の運営

を支援しているところであります。

また、避難所の耐震化については、市町村において、国の支援制度を活用し、指定避難所とされている公共施設の耐震化が着実に進められているものと認識しております。

県としましては、引き続き、国に対して避難者の生活環境の改善や、避難所の耐震化に向けた財政支援の充実を強く要望していくとともに、今後は、避難所運営のスキルを有する人材の育成を図るなど、市町村への支援を強化してまいります。

次に、上水道の耐震化であります。

水道事業を取り巻く環境が厳しさを増す中、県内の市町村では、これまでも水道管路等の更新時期に合わせて耐震化を進めてきたところでありますが、将来における大規模な自然災害の発生や水の安定供給等を考慮すると、強靱化に向けた早急な対策が必要であるものと認識しております。

国に対しては、これまでも耐震化等に関する十分な予算の確保や補助率の引上げなどを要望してきており、病院や避難所など、重要施設の補助率は引き上げられたものの、要望に対する充足率は年々減少していることから、市町村が計画に沿った事業ができるよう、引き続き、国へ働きかけてまいります。

また、ハード面の整備と合わせて、災害時にはソフト面の対策も重要となることから、日本水道協会と市町村が断水等に対応して円滑に応援給水等ができるよう、県では日頃から連携を図っているところであります。

さらに、新たな技術である分散型水循環システムに関する情報を市町村に提供して導入を促すなど、災害に強く持続可能な環境づくりを推進してまいります。

次に、クマとの共生に向けた取組のうち、中山間地域における被害防止対策であります。

今年度も、クマによる農作物の食害が多発しているほか、人身被害も相次いでおり、県民の安全・安心の確保や財産を守るため、被害防止対策は急務であるものと考えております。

林業については、森林の循環利用の観点から再造林面積が拡大してきており、下刈り等の造林保育作業による森林内の活動の増加につながっているほか、水と緑の森づくり税事業を活用し、クマの移動経路となりうる藪化した森林などを対象に、緩衝帯を整備しているところであります。

中山間地域の農地利用については、地域計画に基づき、将来の担い手の明確化を進めるとともに、日本型直接支払制度等も活用し、農地の保全や粗放的利用の促進を図ることにより、耕作放棄地の抑制に努めております。

こうした活動により、クマと人との境界を明確にすることで、クマが人里に近づく機会を減らし、突発的な遭遇による事故が発生しないよう、被害防止対策に取り組んでまいります。

次に、計画推進における県民理解のための取組であります。

近年、クマは市街地でも多く目撃されているほか、農作物被害も多発しており、県民生活の安全を脅かしている状況を踏まえ、県では、今年度からスタートした「秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第六次ツキノワグマ）」に基づき、被害防止対策に取り組んでおります。

とりわけ、人とクマの棲み分けを図るゾーニング管理を進め、人の生活圏にクマを近づけない対策として、「管理強化ゾーン」における予防的な捕獲の強化が重要となりますが、議員御指摘のとおり、この対策は成果や効果が現れるまで持続的な取組が必要となるものであります。

県民に対しては、クマによる事故を防ぐため、鈴等を携行するなど、自主的な被害防止対策を呼びかけている中、今年度も人身事故が発生しており、今月からの「秋のクマ事故防止強化期間」では、改めて鈴やラジオ等の携行や食べ物を放置しないことなど強くお願いしているところ

であります。

また、県の計画や被害防止対策等については、出前講座やウェブサイト、SNS等による周知に加え、今後は動画を作成・配信し、多様な世代の理解を醸成するほか、必要に応じた対策を研究し、人とクマとの棲み分けの実現に向けた取組を進めてまいります。

次に、再生可能エネルギーのうち、三菱商事の社会的責任であります。このたびの本県沖二海域における発電事業者の撤退は、極めて遺憾であり、事業の実施に向け、官民を挙げて取り組んできた本県としましては、発電事業者の社会的責任は決して小さくないものと認識しております。

今後、先行して設備投資等を行った県内の事業者には様々な影響が出てくるものと考えており、現在行っている撤退に伴う影響調査の結果を踏まえ、国や発電事業者と、必要な支援策について協議してまいります。

また、三菱商事の中西社長からは、地域共生策については継続して取り組んでいくとの説明がありました。私からは、県勢の発展につながるあらゆる分野での協力を要請したところであります。

このたびの撤退は事実として受け止め、三菱商事側には、人口減少に伴い、本県が抱えている多くの課題の解決に資する様々な事業について、真摯に取り組むよう、引き続き、強く求めてまいります。

次に、県の地球温暖化・再エネ施策の見直しであります。

発電事業者の撤退により、事業の開始は遅れるものの、世界の脱炭素の潮流や国のエネルギー政策の方向性には変わりはなく、本県の風況の良さや遠浅の海底地形からも、本県沖における洋上風力発電事業は、依然として大きな期待が寄せられているものと認識しております。

また、県では、洋上風力発電以外にも、事業所に対して自家消費用の太陽光発電設備の導入を支援する事業を行ってきたほか、小水力発電の導入に関する可能性調査も実施しているところであり、比較的小規模の再生可能エネルギーに関しても導入の拡大を図っております。

さらに、県営水力を含めた県産再エネ電力一〇〇%の供給を目指す、下新城地区工業団地の取組をモデルケースとして位置付け、地域内でエネルギーを循環させる仕組みづくりを行っているところであり、今後とも、県産再エネ電力の地産地消に取り組んでまいります。

次に、海洋生物や漁業への影響の検証であります。

港湾区域内における洋上風力発電所については、漁業権が設定されていない海域での運転であり、漁業に対する影響はないものと認識しております。

また、能代港、秋田港においては、昨年九月、魚礁効果を確認するため、水中動画を撮影したところ、風車周辺で多くの魚介類が観察され、風車の稼働時においても忌避行動は見られないことが確認されております。

なお、一般海域については、法定協議会において、発電事業者に対し、事業の実施前後を通じた漁業影響調査の実施を求めることとしており、引き続き、関係漁業者等の意見を尊重しながら適切に対応してまいります。

私からは以上です。

● 十一番（加賀屋千鶴子議員） 答弁ありがとうございました。

最初に、知事の政治姿勢の県民生活を守る決意についてですが、法律の本旨に則ってやっていくと明確にお答えがいただけるかと思つたのですが、あまりそういうことではなかったと思います。秋田県の職員は、地方公務員法第三十条で、日本国憲法を尊重して任務に当たるとなっております。知事は特別職の地方公務員ですから、憲法遵守の義務があると思っておりますが、この点についてもお認めになるということでよろしいですね。

【知事（鈴木健太君）】

● 知事（鈴木健太君） はい、もちろん憲法を遵守して業務に邁進してまいりますと思っております。

● 十一番（加賀屋千鶴子議員） 次に、地域医療の問題の公立・公的病院への支援についてです。強く要望していくと答弁をいただきましたが、具体的に考えられていることはおありでしょうか、お聞きします。

【知事（鈴木健太君）】

● 知事（鈴木健太君） これまでも診療報酬改訂等について、様々県で要望してきておりますが、基本的にはこれまでどおり、しっかりと要望していきたいということでございます。

● 十一番（加賀屋千鶴子議員） この質問に臨む前に、厚生連からも話を伺いました。やはり本当に大変な実情だということでした。この要望についても、県にももう既に要望されている内容だと思うのですが、公立病院よりもさらに本県の政策医療を全県で担っている厚生連、公的病院への支援は、本当に切実に求められていると、秋田県にとっては地域の維持にかかるような問題だと思っております。これまでもされているということですが、もっと踏み込んだ対応を是非国には求めてほしいと思いますが、この点について再度お伺いします。

【知事（鈴木健太君）】

● 知事（鈴木健太君） おっしゃるとおりで、本県の医療体制の大きな特色であります。他県とは大分状況が違って、公的病院に大部分の医療サービスの提供を依存している状況にありますし、これまでになく、J A厚生連病院の、全国的にというお話ですが、経営悪化が進んでしまつている状況は、しっかりと私も認識をしております。秋田県全体の医療に大きく関わってくる問題ですので、公的病院に対する支援の要望は私も取り組んでいきたいと思っております。

● 十一番（加賀屋千鶴子議員） 医師確保の問題について、具体的に新たに取り組むことが、先ほどの答弁では、私はないように感じたのですが、増えていると言っています。足元の状況を見ますと、なかなかそういう実感はなく、不足して縮小していつている状況が目につきます。やはり、私、一番増やすことに直結するのは、修学資金の貸与者を増やす取

組だと思えます。他県の例を見ますと、へき地医療に関わる学生さんに対する奨学金を貸与する枠を設けるとか、様々な工夫をされています。この点については、他県の実例なども見ていただきながら、是非前向きに検討していただきたいと思うのですが、この点についてお聞かせください。

【知事（鈴木健太君）】

知事（鈴木健太君） 議員の肌感覚が恐らくその数字と合っていないということだと思いますが、全県的に見れば、総数という観点では増加をしているというところでございます。答弁でも申し上げたとおり、偏在が大きい問題なのですよね。どうしても県内の中での、医師の分布が本県の大きなテーマだと思っておりますので、そこをしっかりとるべく解消していくことによって、皆さんの医師が足りないという肌感覚については、消していきたいと私も思っておりますし、医師確保の各施策については、他県の様々な先進的な取組についても視野を広げながら研究をさせていただきたいと思っております。

● 十一番（加賀屋千鶴子議員） この点については、偏在も確かにあります。けれども、根本的には医師不足ということをきちんと踏まえた対策が求められていると思っておりますので、この後も検討していただけるということでしたから、引き続き議論をしていきたいと思っております。

最後に、三菱商事の撤退の問題ですが、今調査をされているというところで、その調査の結果を踏まえて支援策を協議していくということなのですが、いつぐらいまでにその結果が揃い、検討を具体的にし、対策を出すのか、その辺のタイムスケジュールがわかりましたらお知らせください。

【知事（鈴木健太君）】

● 知事（鈴木健太君） 明確に何日までに調べ上げると期限は設定してありませんけれども、そう膨大、何百、何千ということでもありませんので、しつかり今、個別に丁寧な聴取をしているところですので、今まだ

申し上げられませんが、今後明らかになり次第、お話ししたいと思います。

● 副議長（島田薫議員） 十一番加賀屋千鶴子議員の質問は終わりました。暫時休憩いたします。午後二時二十八分休憩

午後三時三十分再開

出 席 議 員	四十一名
一 番 佐藤光子	二 番 福田博之
三 番 山形健二	四 番 川邊隼之介
五 番 高橋健	六 番 武内伸文
七 番 小棚木政之	八 番 高橋豪
九 番 瓜生望	十 番 松田豊臣
十一番 加賀屋千鶴子	十二番 櫻田憂子
十三番 佐藤正一郎	十四番 島田薫
十五番 宇佐見康人	十六番 住谷達
十七番 児玉政明	十八番 小山緑郎
十九番 小野一彦	二十番 加藤麻里
二十一番 薄井司	二十二番 三浦茂人
二十三番 鈴木真実	二十四番 佐々木雄太
二十五番 杉本俊比古	二十六番 佐藤信喜
二十七番 今川雄策	二十八番 高橋武浩
二十九番 小原正晃	三十番 渡部英治
三十一番 北林文正	三十二番 竹下博英
三十三番 原幸子	三十四番 工藤嘉範
三十五番 加藤鉦一	三十六番 石田寛
三十七番 三浦英一	三十八番 柴田正敏
三十九番 川口一	四十番 鶴田有司

地方自治法第二百一十一条による出席者

休憩前に同じ

●議長（工藤嘉範議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告は、お手元の議長報告のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

議長 長 報 告 その二（朗読省略）

一、九月十七日、知事から次の議案が提出された。

(1) 議案第一九八号 令和七年度秋田県一般会計補正予算（第四号）

●議長（工藤嘉範議員） 次に、日程第二、知事の説明を行います。知事の発言を許します。

【知事（鈴木健太君）登壇】

●知事（鈴木健太君） 追加提案いたしました議案の説明に先立ち、大雨災害への対応状況について申し上げます。

八月上旬から今月にかけて相次いだ大雨災害への対応として、県では、市町村と協力しながら、被災世帯に対する災害見舞金の速やかな支給に努めるとともに、私自ら複数の災害現場を確認し、被災された方々の切実な声を直接伺ったほか、激甚災害の早期指定や災害査定の速やかな実施等について、関係府省への緊急要望を行っております。

県としましては、被災施設等の早期復旧に万全を期すことはもとより、被災された方々の心情に寄り添いながら、営農の継続や中小企業の資金繰りへの支援など、生活や事業の再建に向けたサポートに全力を尽くすとともに、水災害の激甚化・頻発化を見据え、引き続き、ハード・ソフ

ト一体となった流域治水対策を強力に進めてまいります。

次に、追加提案いたしました補正予算案について説明申し上げます。

今回の補正予算案は、大雨による被害対策及び県内中小企業等の賃金の引上げに向けた支援について計上しております。

大雨による被害対策については、被災された方の生活再建に向けて災害援護資金の貸付けによる支援を行うほか、災害見舞金について、このたびの災害による支給見込みを踏まえ、今後の災害発生に備えて所要額を措置してまいります。

また、道路や河川等の公共土木施設の早期復旧に取り組むとともに、甚大な被害が生じた鈴木内川流域などでの浸水被害の軽減に向けた調査を実施してまいります。

さらに、農業経営等の再建を図るため、農地や農業用施設の復旧をはじめ、種苗や生産資材の購入など被災農業者の再生産に向けた取組等に対し、支援してまいります。

被災した事業者に対する支援については、事業継続に向けて小規模事業者の設備等の復旧に要する経費を助成するとともに、第三セクター鉄道の全線での早期運行再開に向けて、施設の復旧に要する経費を助成してまいります。

次に、県内中小企業等の賃金の引上げに向けた支援については、最低賃金の大幅な引上げによる使用者側の負担軽減を図るため、緊急的な措置として、時給一千円以下の労働者の賃金を改定後の最低賃金以上に引き上げる中小企業等に対して、一事業所当たり五十万円を上限に助成してまいります。

また、実施に当たっては、本県の最低賃金額について答申があった八月二十五日以降の引上げを支援対象とすることにより、事業者において来年三月三十一日の発効を待つことなく速やかに賃金の引上げを進められるよう後押しをしてまいります。

一般会計補正額は、百四十一億一千二百六十六万円であり、補正後の総

額は、六千四百三十三億六千四百六十万円となります。

よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

●議長（工藤嘉範議員） 次に、日程第三、予算特別委員会への議案付託の件を議題といたします。

お諮りします。議案第百九十八号は、予算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（工藤嘉範議員） 御異議ないものと認めます。議案第百九十八号は、予算特別委員会に付託されました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後三時三十四分散会